

やまなし子ども・子育て 支援プラン

平成27年3月

(平成30年3月中間見直し)

山 梨 県

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	他の計画との関係	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	3
6	計画の推進体制	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況	
1	少子化の動向	4
2	前計画からの国の動向	16
3	やまなし子育て支援プラン後期計画の評価	17
第3章	基本的な考え方	
1	基本理念	19
2	基本的な視点	19
3	施策体系	20
4	子どもの成長段階に応じた子ども・子育て支援策	21
第4章	具体的な施策	
1	地域における子育ての支援	22
2	幼児期の教育・保育の充実	28
3	親と子の健康の確保及び増進	32
4	子どもたちを取り巻く教育環境の充実	37
5	仕事と子育てを両立するための支援	44
6	支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み	47
7	子育てを安全安心にできる環境づくり	56
8	結婚の支援	57
第5章	教育・保育等の推進のための基本的事項	
1	教育・保育提供区域の設定	59
2	計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	60
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教 育・保育の推進に関する体制の確保の内容	66
4	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	67
5	教育・保育情報の公表	67
第6章	計画の取組指標	68
第7章	参考資料	
1	やまなし子育て支援プラン後期計画の評価結果	69
2	区域(市町村)別の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業一覧	79

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県の出生数は、昭和40年以降低下傾向が続いていますが、今後も少子化が進行し、人口減少社会は更に深刻になっていくと推測されており、将来の経済・社会全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の下、本県では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「やまなし子育て支援プラン」(平成17年度～平成21年度)、平成22年に「やまなし子育て支援プラン後期計画」(平成22年度～平成26年度)を策定し、子育て支援施策を計画的に推進してきました。

子どもを欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められているところであり、平成24年8月に質の高い教育・保育(1)の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、都道府県に「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が義務づけられました。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画について、国では、妊娠期から学童期の支援に特化したものでありますが、本県としては、結婚・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に引き続き取り組んでいく必要があるため、次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体の計画として「やまなし子ども・子育て支援プラン」を平成27年3月に策定しました。

その後、平成28年6月に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもが家庭において養育されることを優先とする理念が規定され、保護者による養育が困難であれば、里親などできるだけ家庭と同様の環境で子どもを養育することが明確化されました。

これにより、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つとともに、家庭を支援する「社会的養育」環境の構築を進めることとしています。

また、県や市町村、保護者、県民、保育・教育関係者、事業主が一体となった取り組みを推進し、子ども・子育て支援のより一層の充実を図るため、本県の子ども・子育て支援に関する基本的な理念等を定めた「やまなし子ども・子育て支援条例」が平成29年10月に公布・施行され、11月19日が「やまなし子育ての日」と定められました。

今回の中間見直しは、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に沿って行うものですが、本計画策定後に生じた国などの状況や「やまなし子ども・子育て支援

条例」の施行、新たな取り組みなどを反映するとともに、市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策を更新するものです。

「やまなし子ども・子育て支援プラン」は、すべての子どもが健やかに成長できるとともに、本県で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることのできるよう、子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築を目指します。

(1) 教育・保育

教育：満 3 歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法第 6 条第 1 項に規定する学校において行われる教育。
(子ども・子育て支援法 第 7 条第 2 項)

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、**幼児を保育**し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

保育：児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する保育。(子ども・子育て支援法 第 7 条第 3 項)

保育所は、**養護**(子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行う援助) **及び教育**(学校において行われるものを除いた子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助) を一体的に行うことを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づく計画であり、子ども・子育て支援法第 6 2 条第 1 項の規定に基づく法定計画です。

また、やまなし子ども・子育て支援条例第 2 4 条の規定に基づく基本計画です。

3 他の計画との関係

次の計画と調和を保ったものとしています。

- ・ 社会福祉法第 108 条の規定に基づく「山梨県地域福祉支援計画」
 - ・ 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく「新やまなしの教育振興プラン」
 - ・ 母子及び寡婦福祉法第 11 条第 2 項第 3 号の規定に基づく「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ・ 児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項の規定に基づく「第 1 期山梨県障害児福祉計画」を含む「やまなし障害児・障害者プラン 2018」
 - ・ 健康増進法第 8 条の規定に基づく「健やか山梨 2 1 (第 2 次) 」及び「山梨県健やか親子 2 1 (第 2 次) 」
 - ・ 「社会的養護の課題と将来像」に基づく「やまなし家庭的養護推進プラン」
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「やまなし子どもの貧困対策推進計画」
- 等

4 計画の期間

この計画は、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 か年とします。

計画策定後の各施策や社会状況の変化、市町村の子ども・子育て支援計画の見

直しの状況等を踏まえ、計画の中間年である平成 29 年度に計画の見直しを行いました。

5 計画の進行管理

県は、毎年度、計画における各事業の進捗状況を点検、評価し、山梨県子ども・子育て会議に報告します。また、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

6 計画の推進体制

県民一体となって推進

県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等と相互に連携し、一体となった取り組みを推進します。

国、市町村との連携

国、県、市町村間で適切に役割分担を行いながら、一体となって取り組みを推進します。

全庁的な推進

本県の庁内部局の枠を超えた情報の共有、施策の点検、評価を行い、計画的、効率的な取り組みを全庁的に推進します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 少子化の進行

合計特殊出生率、出生数の低下

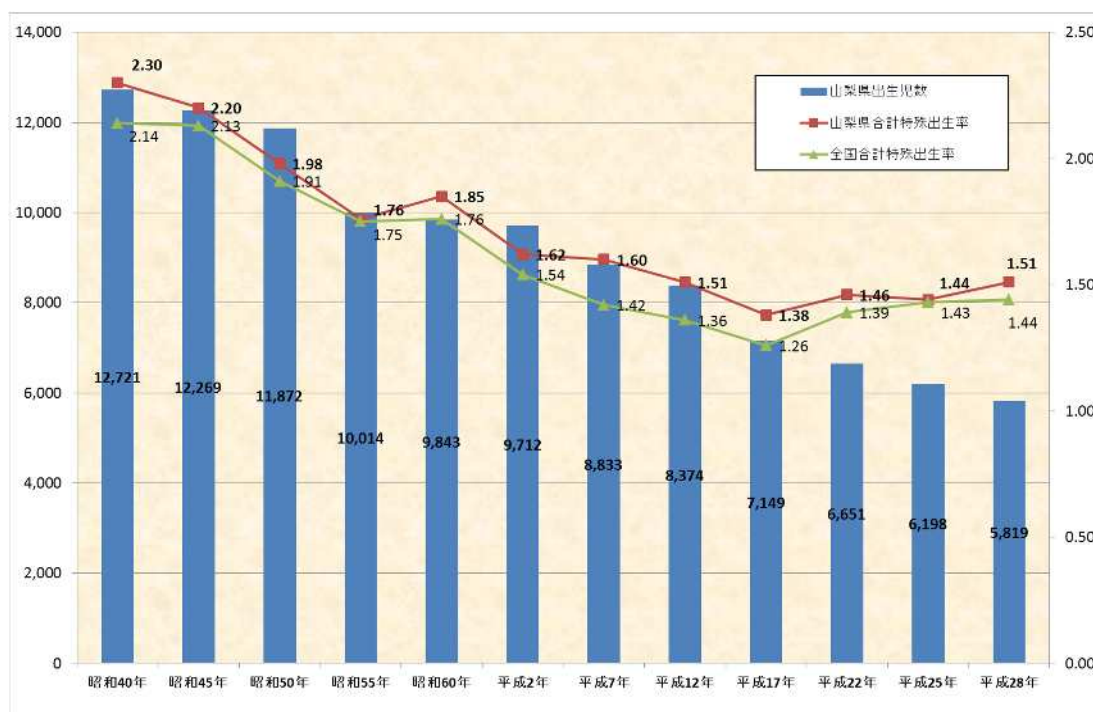
本県の出生数(2)は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も、減少傾向が続き、平成28年は5,819人となっています。

また、本県の合計特殊出生率(3)は、平成21年に1.31まで落ち込んだ後、平成22年に上昇し、平成28年は、1.51となっています。

(2) 出生数：一年間に生まれる子どもの数

(3) 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、一生の間に生む子どもの数に相当する

出生数と合計特殊出生率の推移(山梨県)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

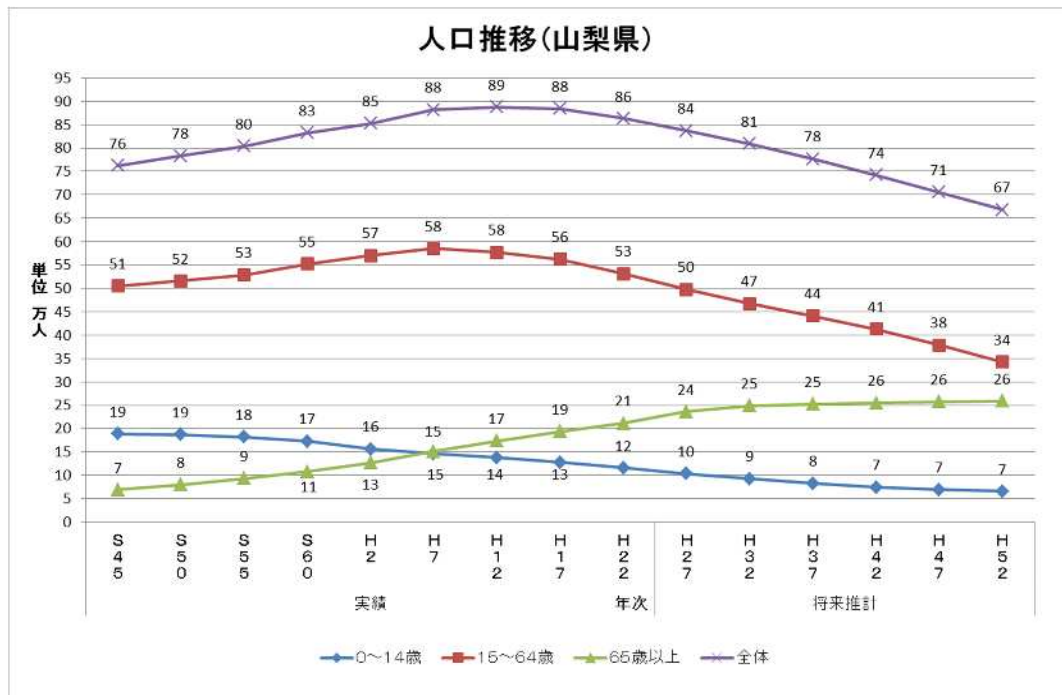
人口の減少

本県の人口の推移をみると、平成17年以降減少し、平成29年10月1日現在、約82.3万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(4)の「日本の地域別将来推計人口」(5)(平成25年3月推計)によれば、本県の人口は、平成52年には67万人台まで減少すると見込まれています。

(4) 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省の付属機関で、人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を政策に結びつけることを目指す

(5) 日本の地域別将来推計人口：平成22年の国勢調査を基に、平成22年10月1日から平成52年10月1日までの30年間(5年ごと)について、男女・年齢(5歳)階級別の将来人口を推計したもの



(2) 少子化が社会に与える影響

少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済全般にわたり、様々な影響を及ぼすことが想定されます。

子どもや家族への影響

地域における子どもの減少による子ども同士、特に幅広い年齢の子ども同士の交流の減少で、社会性を育みながら成長していく機会が減少していきます。

世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、家族の形が変容することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。

地域社会への影響

少子化の進行により、高齢化に拍車をかけ、地域の防犯や消防などの自主的な住民活動をはじめとする地域のコミュニティ機能が弱体化していきます。

高齢化は、地域活動を支える世代の減少にもつながり、田畑や森林の管理、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になっていきます。

経済社会への影響

少子化の進行により、労働力人口の減少と高齢化が進み、投資の抑制、消費の停滞などが生じ、経済成長を鈍化させる恐れがあります。

少子・高齢化の進行により、年金、医療、福祉等の社会保障における支え手が減少する一方で、支えられる側の高齢者は増加します。このため、現役世代の負担の増大など、今後の社会保障制度の維持・運営が大きな課題となっています。

(3) 少子化の要因

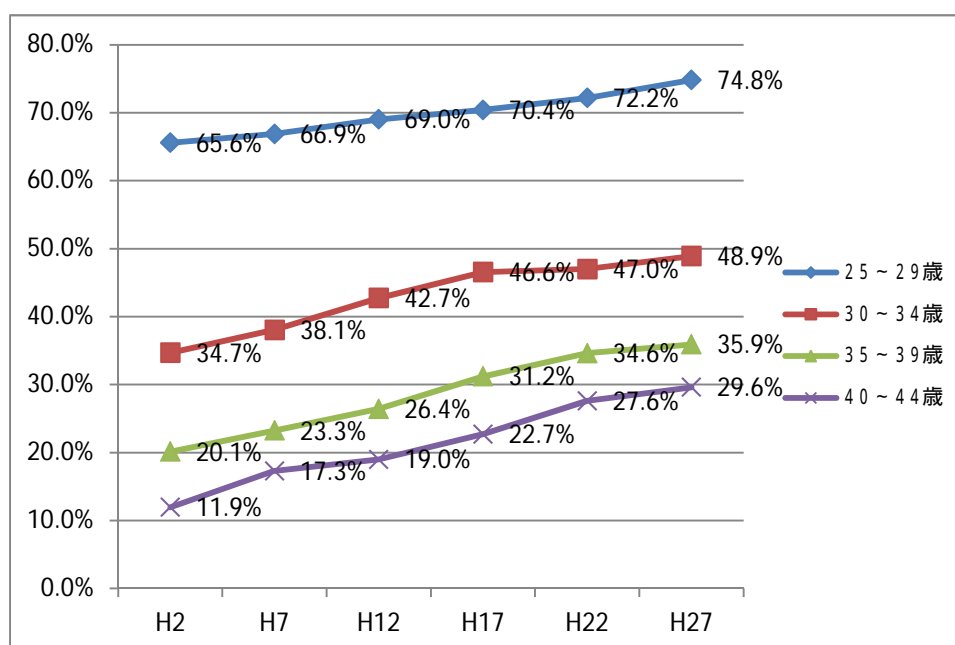
少子化の要因として、「未婚化・晩婚化の進行」と「夫婦の平均出生児数の減少」が指摘されています。

また、本県では、子どもを産む世代の人口が減少傾向にあることなども挙げられます。

未婚化・晩婚化の進行

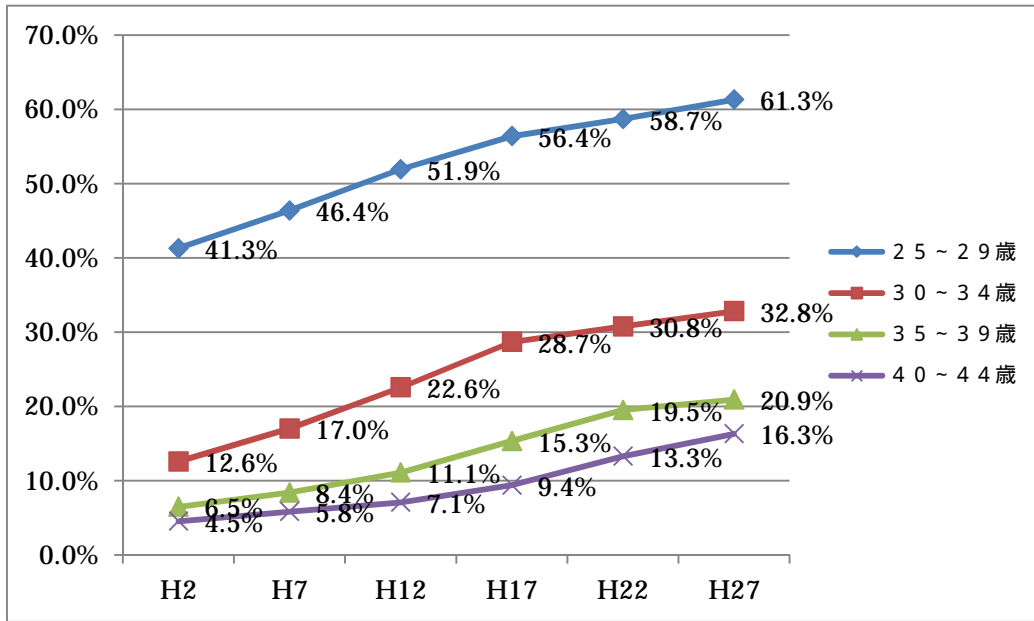
本県においても、未婚率は、男女とも 25～44 歳のすべての年代で上昇しています。

男性年齢階級別（25～44 歳）未婚率の推移（山梨県）



資料：総務省「国勢調査」

女性年齢階級別（25～44歳）未婚率の推移（山梨県）



資料：総務省「国勢調査」

平均初婚年齢も、年々上昇しており、全国と同様に晩婚化が進んでいます。晩婚化の影響を受け晩産化の傾向となるとともに、出産間隔が短くなる傾向となっています。

晩婚化の進行は、結果として出産可能期間を短縮し、出生数の減少につながることとなり、少子化の大きな要因の一つとされています。

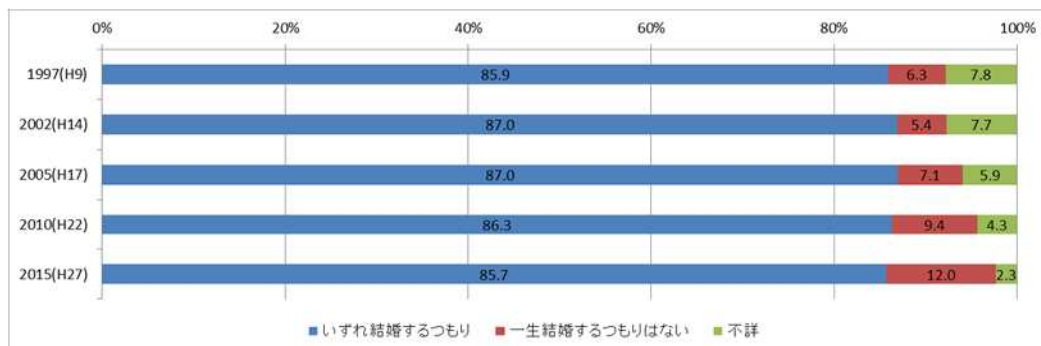
平均初婚年齢・母親の平均出産時年齢の推移（山梨県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、結婚の意思を持つ 18～34 歳の未婚者は約 9 割となっています。

結婚する意思を持つ男性未婚者の割合（18～34 歳）(全国)



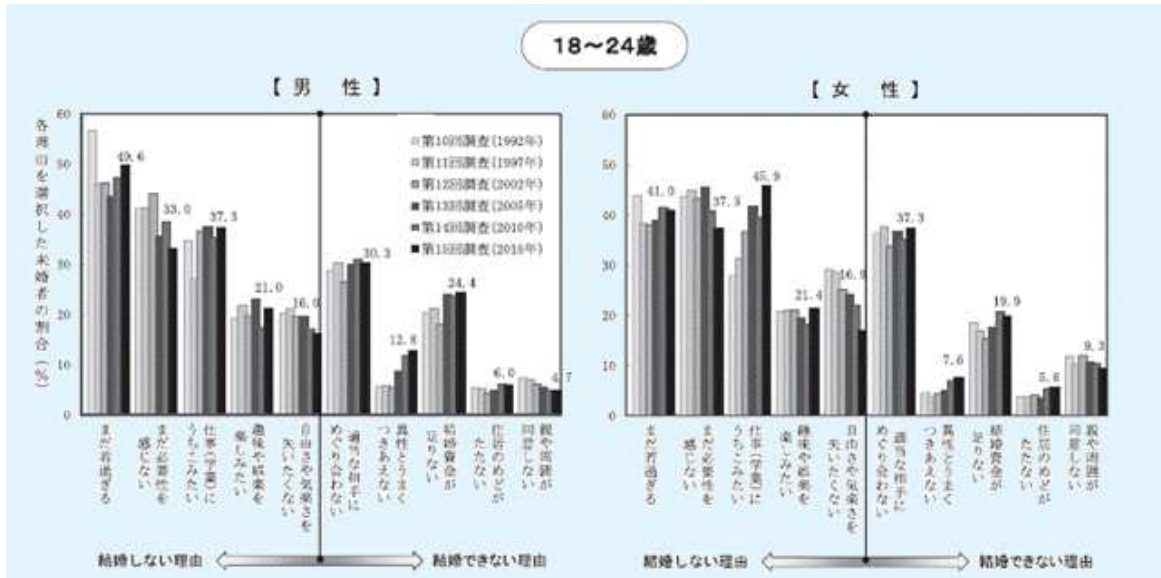
結婚する意思を持つ女性未婚者の割合（18～34 歳）(全国)



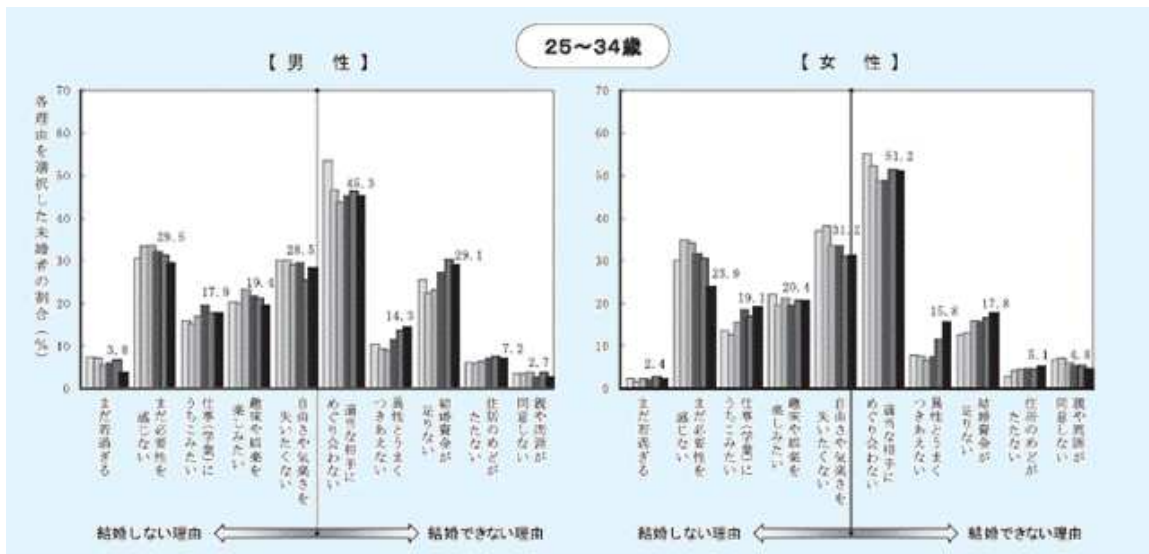
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」

独身にとどまっている理由は、18～24歳の年齢層では男女とも「まだ若すぎる」「必要性を感じない」「仕事に打ち込みたい」など、結婚しない理由が多く挙げられていますが、25～34歳の年齢層では男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が大きく上昇し、結婚できない理由の割合が高くなっています。

独身にとどまっている理由（18～24歳）(全国)



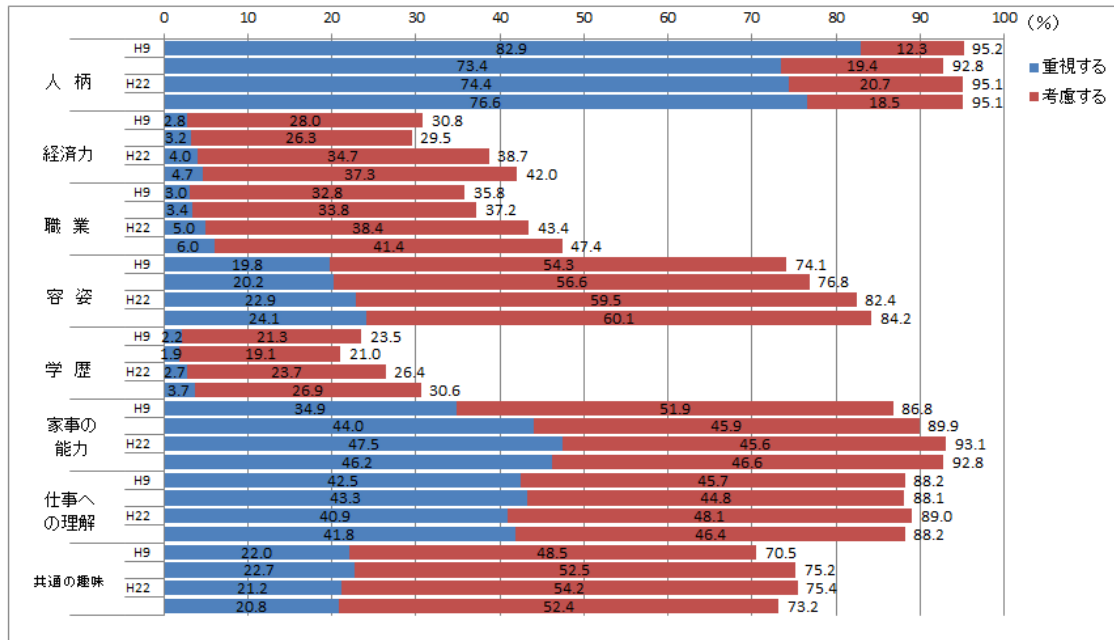
独身にとどまっている理由（25～34歳）(全国)



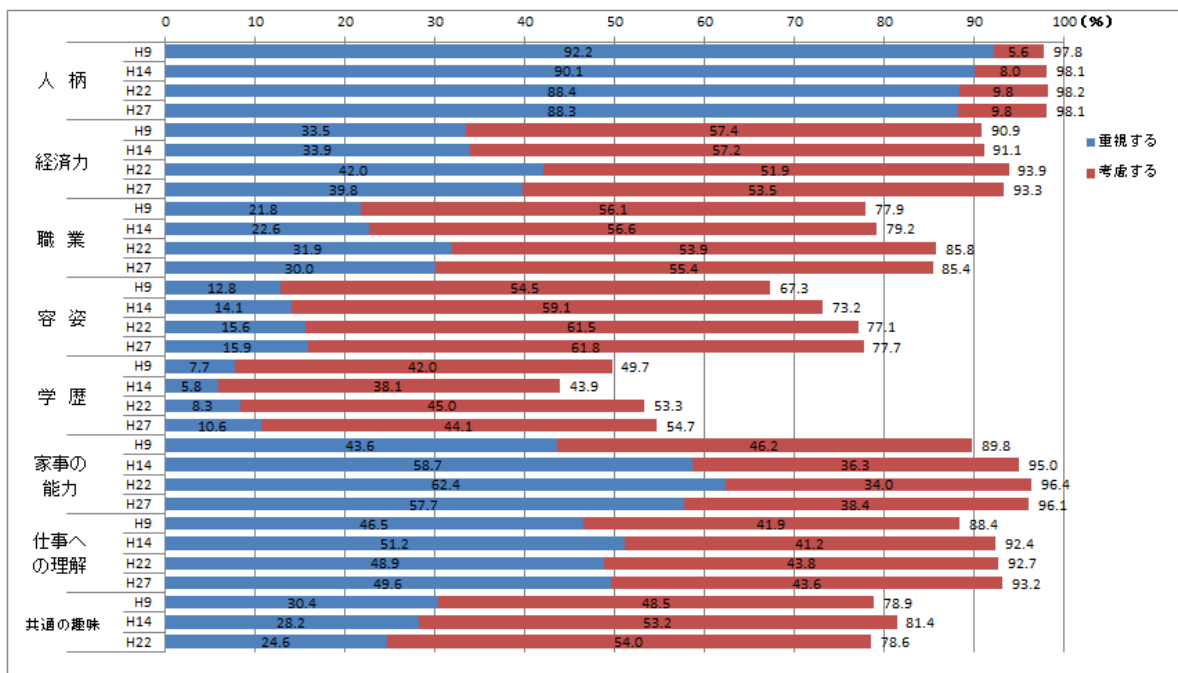
資料：平成25年版「厚生労働白書」

結婚相手に求める条件についてみると、男女とも、家事の能力を重視する割合が増加しています。また、女性は、経済力や職業、仕事への理解を考慮、重視する割合が高く、結婚して子どもを持ち、仕事も続けることを望む傾向を示しています。

男性が結婚相手に求める条件（全国）

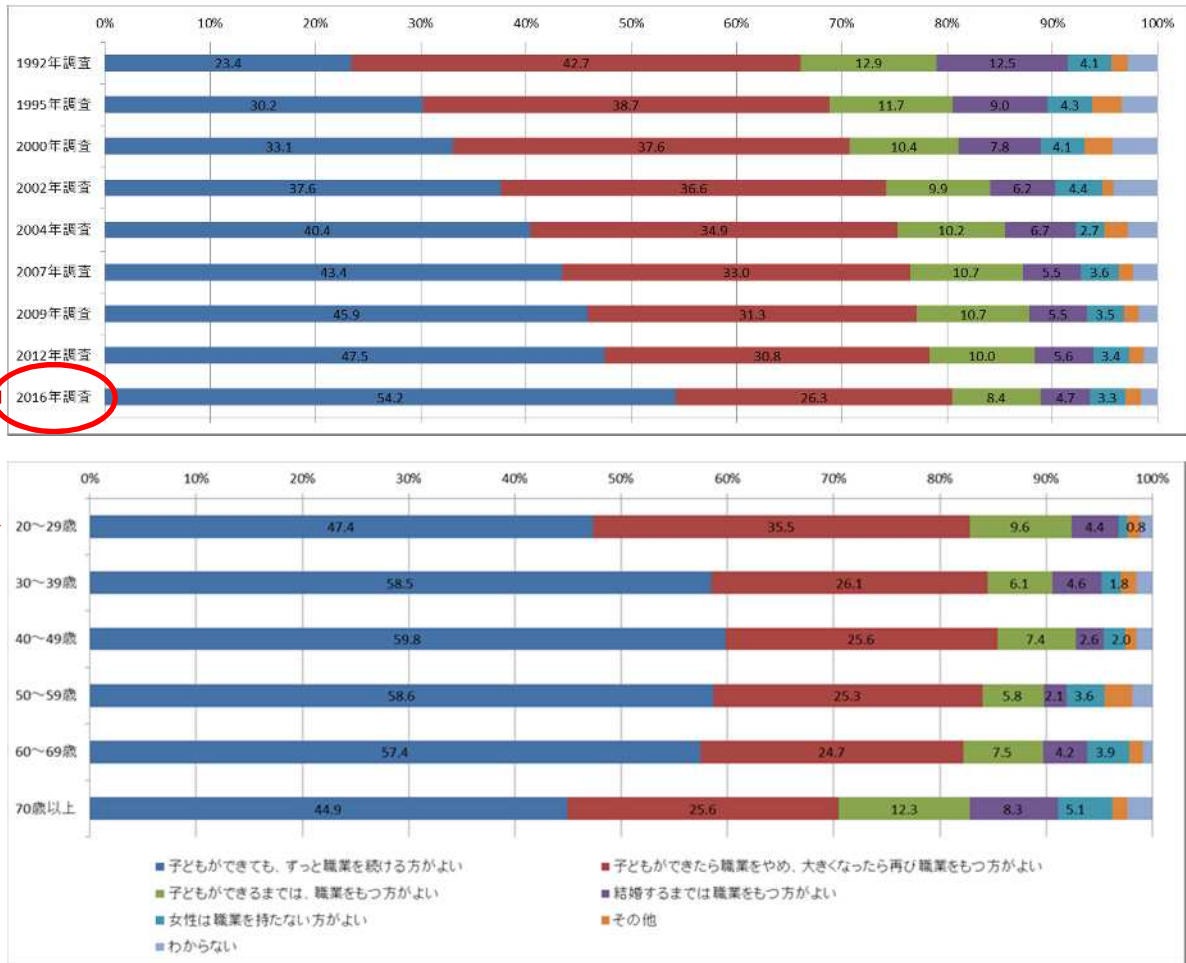


女性が結婚相手に求める条件（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

女性が職業を持つことについての考え方（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

夫婦の平均出生児数の減少

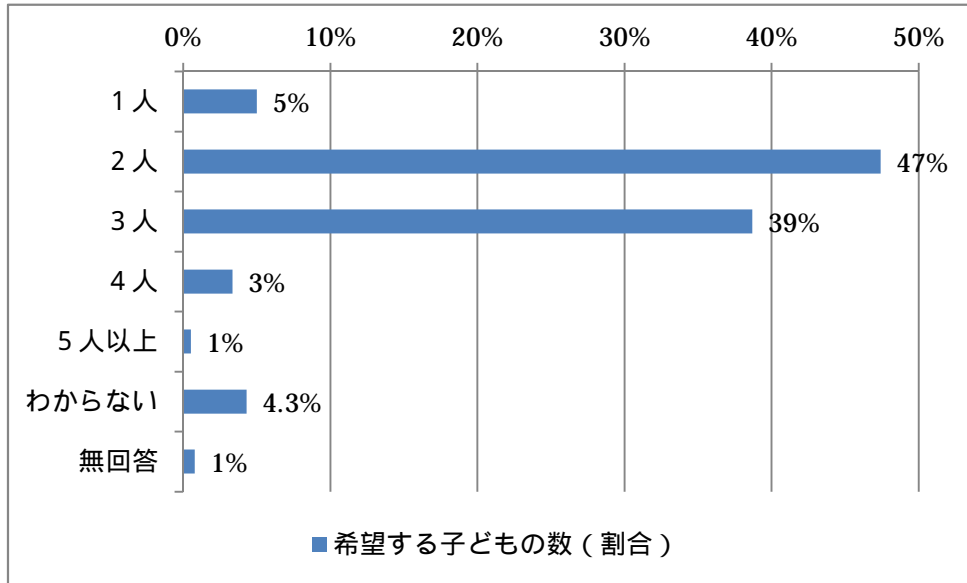
平成 27 年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、子育て家庭の多くが 2 人又は 3 人の子どもを持つことを希望しています。

全国で見ると、欲しい子どもの数は、平成 27 年で 2.32 人となっていますが、実際の夫婦の最終的な平均出生児数は 1.94 人と希望を下回っており、その差は年々拡大傾向にあるとともに、実際に持つ子どもの数は、減少傾向にあります。

全国で理想の子ども数別に、理想を実現できない理由をみると、3人以上を希望している場合は、「お金がかかり過ぎる」「家が狭い」といった経済的な理由を挙げる割合が高くなっています。

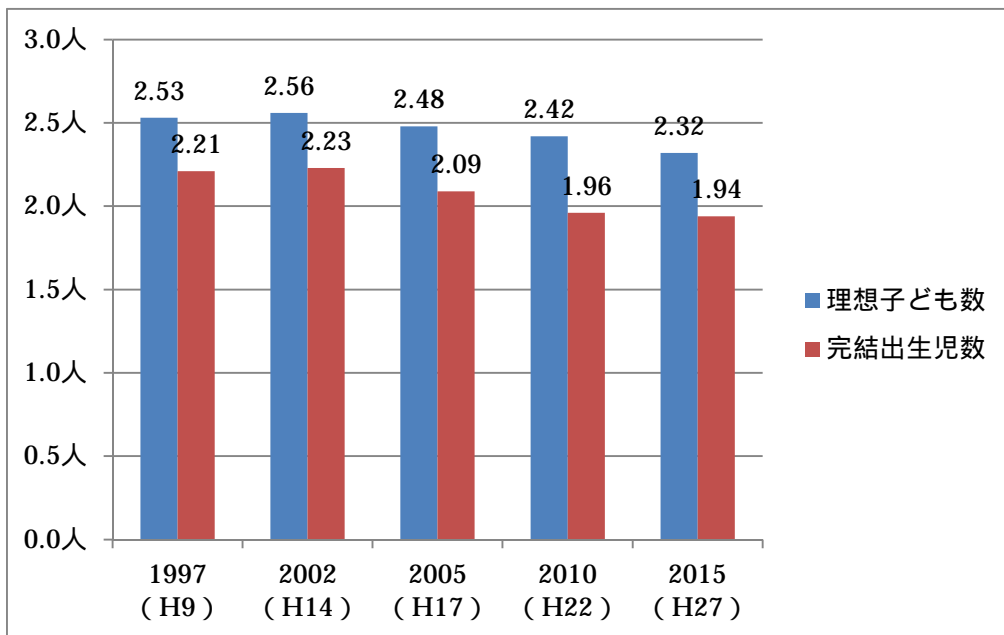
2人としている場合は、「高齢だから」「欲しいけれどできないから」など、年齢や身体的理由が挙げられています。

希望する子どもの数（山梨県）



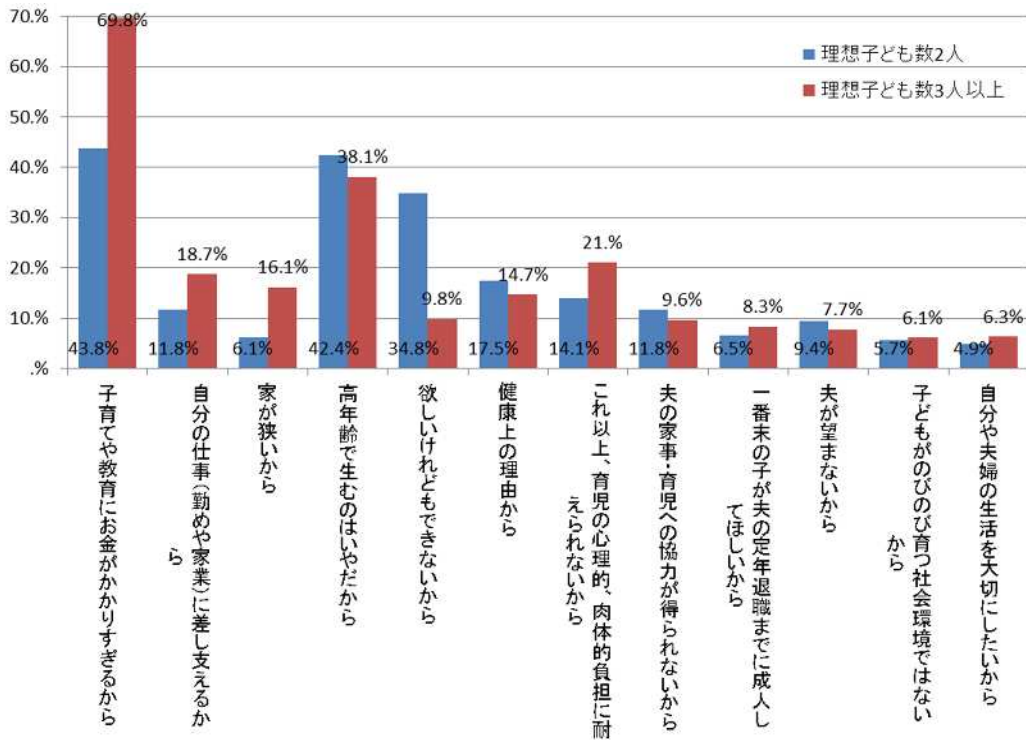
資料：山梨県「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」
（平成27年12月）

理想の子ども数と完結出生児数（全国）



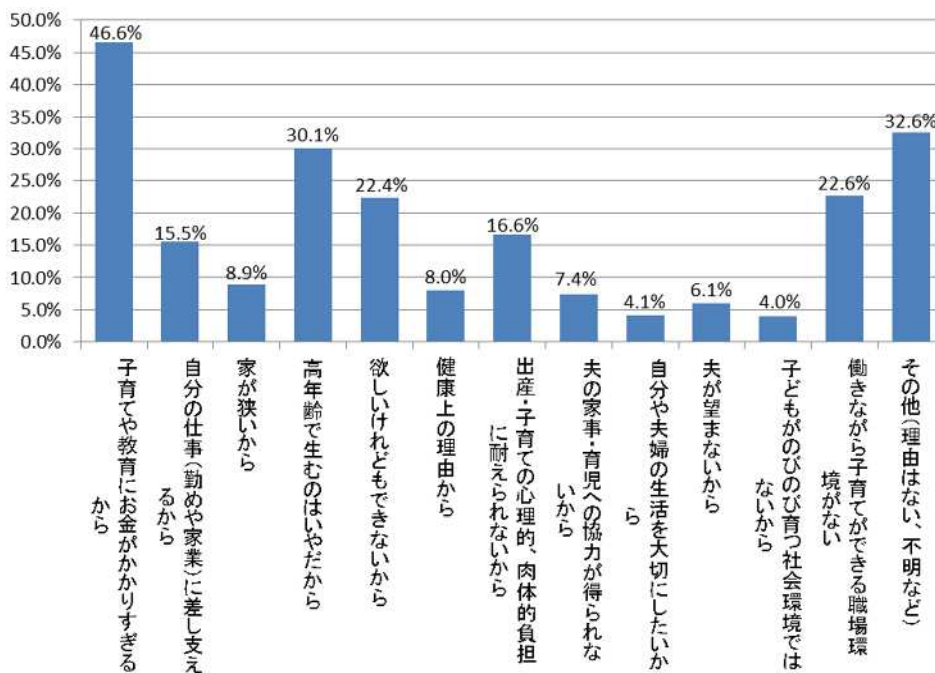
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」
完結出生児数：結婚から15～19年の夫婦の平均出生子ども数。
夫婦の最終的な平均子ども数とみなされる。

理想の子ども数が2人以上である夫婦が理想を実現できない理由（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

希望する子どもの数がもてない(もたない)理由（山梨県）



山梨県「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」
(平成27年12月)

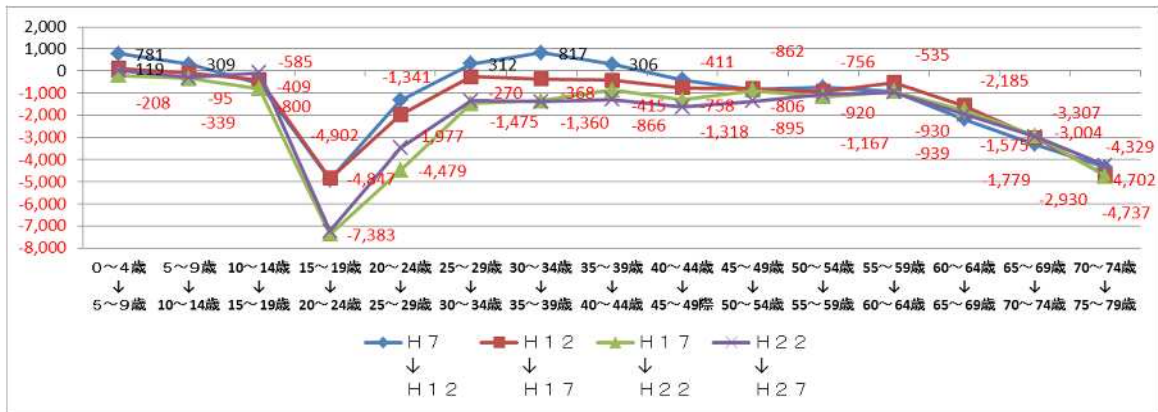
子どもを産む世代の減少

合計特殊出生率が人口維持に必要な水準（ 6 ）といわれる 2.08 前後を下回るようになった昭和 50 年以降に生まれた世代が、今は子どもを産む世代となっています。親となる世代そのものが減少傾向にあります。

また、本県の場合、15～19 歳の年齢階層の人口は、5 年後の 20～24 歳の年齢階層では、大きな人口減となっています。この年齢階層の人口減は、大半が社会減であることから、若者が県外に転出していることがわかります。県外への転出は、主に進学や就職によるものと思われ、子どもを産む世代の減少に影響しています。

- （ 6 ） 人口維持に必要な水準：人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口維持に必要な水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するので一概にはいえないが、日本における直近の値は 2.07（平成 24 年）である。

5 年後における年齢階層別の人口移動



資料：総務省「国勢調査」を基に作成

（ 4 ）子育て家庭を取り巻く状況

母親の就労状況

平成 27 年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、就労している父親は 97.1% で、ほとんどが就労しています。

一方、就労している母親は 66.1% で、内訳は派遣・パートタイム等 31.8%、正社員 26.4%、自営業 5.9%、その他 2% となっており、父親と比べ就労形態が多様化しています。

保護者の就労状況

	自営業(家族従事者含む)		正社員		パート・派遣等 非正規雇用者	その他仕事 内職等	無職(不明含む)	
	商工サービス業	農林漁業	会社員	公務員・公社職員			主婦(夫)	学生、失業中等
父親	4.1%	8.3%	67.8%	13.7%	2.2%	0.9%	0.3%	2.7%
母親	2.4%	3.5%	18.3%	8.1%	31.8%	2.0%	29.0%	4.9%

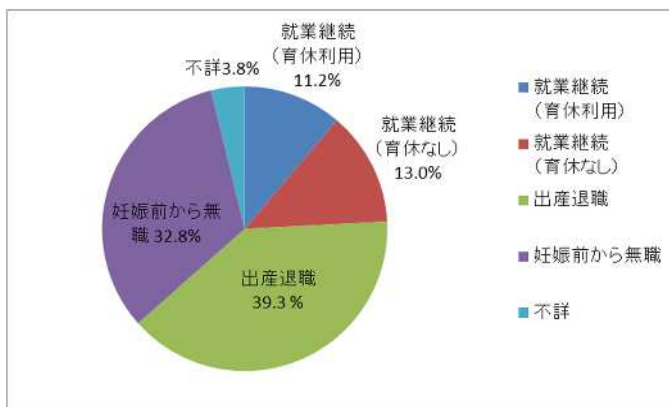
資料：山梨県「山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」
(平成 27 年 12 月)

出産前に就業していて、出産後も就業継続した妻の割合は、平成 7～11 年の 24.2%から平成 22～27 年の 26.8%へと上昇しています。育児休業利用者の割合は、平成 7～11 年の 11.2%から平成 22～27 年の 17.1%へと上昇しており、育児休業制度が仕事と子育ての両立や就業継続に貢献していることがわかります。

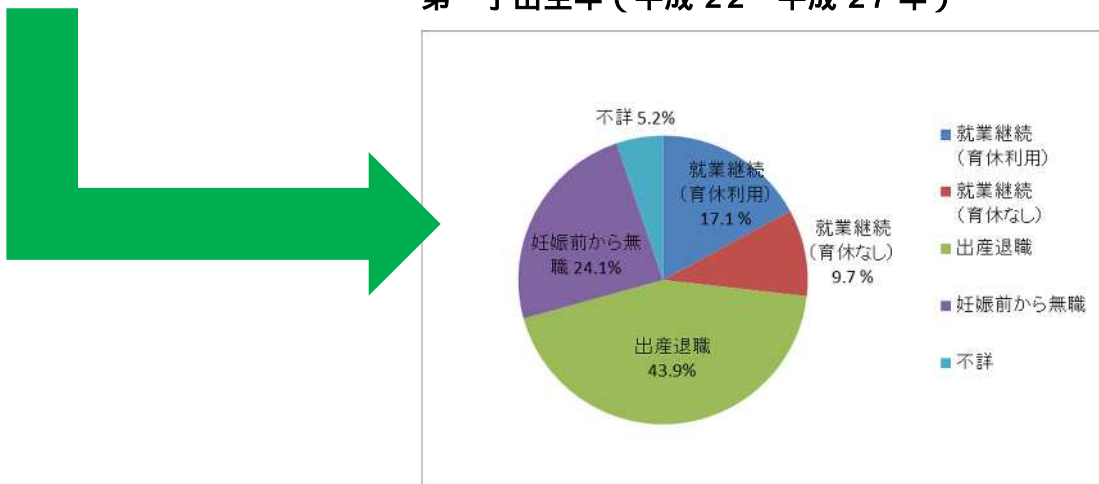
一方、出産を機に退職した妻の割合は、平成 7～11 年の 39.3%から平成 22～27 年の 43.9%へと上昇しており、仕事と子育ての両立が難しいため、やむを得ず辞めた場合も少なくありません。

出産前後に離職した母親の割合 ～ 第一子出生年別 出産前後の母親の就業状況（全国）～

第一子出生年（平成 7～平成 11 年）



第一子出生年（平成 22～平成 27 年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」

家庭での家事・育児分担の状況

県の「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、6 歳未満の子どもを持つ世帯の夫の家事・育児への参加状況は H22 年度に比べ従事する時間は増えているものの低調となっています。

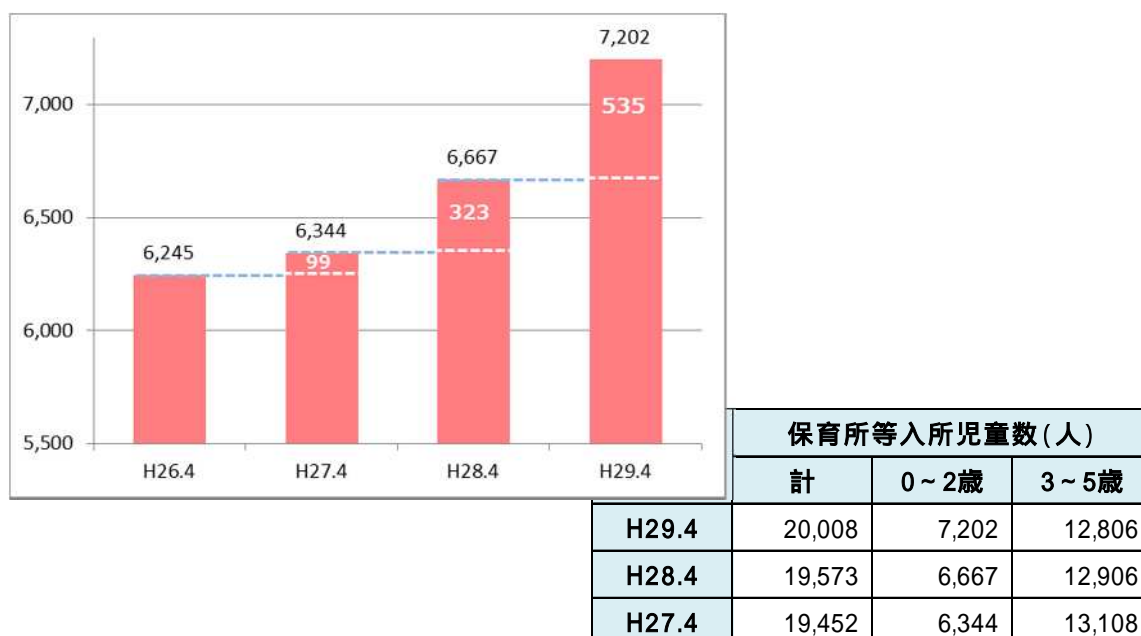
6歳未満の子どもを持つ世帯の家事・育児の平均時間

	家事・育児関連時間(H27年度)		家事・育児関連時間(H22年度)	
	平日	休日	平日	休日
妻	5時間19分	6時間9分	4時間52分	5時間52分
夫	1時間11分	2時間34分	53分	1時間52分

資料：山梨県「平成27年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

(4) 3歳未満児の保育所等への入所状況

3歳未満児の入所児童数は、本事業開始前の平成27年4月には6,344人と前年比で99人の増加であったものが、第2子以降3歳未満児保育料無料化事業開始後1年が経過した平成29年4月には7,202人と前年比で535人と増加しています。



2 前計画からの国の動向

平成24年8月、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」など、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

平成25年4月、都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取り組みを加速化させるため、「待機児童解消加速化プラン」が策定されました。

平成25年6月、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱とした「3本の矢」として推進することで、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指す、「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議において決定されました。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されることのない

いよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子供の貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

平成 28 年 6 月 3 日、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を目的とした、「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

また、同日、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う事などを目的とした、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

平成 29 年 8 月、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において、平成 28 年改正児童福祉法の理念を実現するため、制度等改革を進める工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」が公表されました。

3 やまなし子育て支援プラン後期計画の評価

(1) やまなし子育て支援プラン後期計画の進捗状況

平成 22 年 3 月に、やまなし子育て支援プラン後期計画を策定し、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年で、32 項目の数値目標を掲げ、次世代育成支援対策に取り組んできました。これまでの取り組みについての達成状況は次のとおりです。

計画期間における具体的な取り組みの達成状況

達成状況の区分	数値目標のある事業	数値目標のない事業	合計
目標以上の達成	9	30	39
目標どおりの達成	14	202	216
目標を下回ったが一定の成果があった	6	14	20
×未達成	3	0	3
計	32	246	278

(2) やまなし子育て支援プラン後期計画からの課題

子育て支援に実効性を持たせるため、直接的な施策に注力することが必要であり、今後も引き続き、子ども、保護者、子どもを持ちたいと願う人に対して、行政のみならず、社会全体で支援することが必要です。

内 容	対応する施策
子育て中の親が安心して子育てに取り組むことができ、また安心して仕事を継続できるように、地域における様々な子育て支援サービスが必要です。	施策 1 (1)

内 容	対応する施策
家族形態の変化による子育て家庭の負担感が増す中、地域における子育て家庭への心理的負担、経済的負担を軽減する取り組みが必要です。	施策 1 (2)
子どもの健やかな成長を図るとともに、保護者の就労希望にも配慮した仕事と子育ての両立を図る観点から、多様な保育サービスの充実を図ることが必要です。	施策 2 (1)
保育等の従事者の専門性を向上させた質の高い人材の確保が必要です。	施策 2 (2)(3)
妊娠・出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠・出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりが必要です。	施策 3 (1)(2)(3)
不妊に悩む夫婦への支援が必要です。	施策 3 (1)
子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進が必要です。	施策 3 (4)
自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進する必要があります。	施策 4 (1)(2)(3)
家庭、地域、学校の連携による教育を推進することで、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもを育てることが必要です。	施策 4 (1)(4)(5)(6)
若者が職業人として自立できるようにキャリア教育を推進する必要があります。	施策 4 (1)
ライフスタイルや就業形態が多様化する中で、男女がともに育児を行えるよう、個人の意識啓発と働きやすい職場環境を整えるための取り組みが必要です。	施策 5 (1)(2)(3)
児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない継続的な支援が必要です。	施策 6 (1)(2)
ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みが必要です。	施策 6 (3)(4)
地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりや子どもの交通安全のための教育が必要です。	施策 7 (1)(2)

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築

子どもが健やかに成長する上では、保護者が子育てについて第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化の進行や地域の間人関係の希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。

このため、行政はもとより、県民、保育・教育関係者、事業主などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取り組みを進める必要があります。

一人一人の子どもが、心身ともに健やかでたくましく育つには、豊かな自然や文化、地域の温もりなど、本県の特性を活かすことが重要です。

また、保護者が子どもと向き合い、安心と誇りを持って子どもを産み育てることができることや、日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じる必要があります。

さらに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人の希望が叶えられる必要があります。

誰もがいきいきと安心して暮らせ、子育てするなら山梨県と感じられるよう、子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築を目指すため、子育て協働社会を創出します。

2 基本的な視点

「すべての子どもの成長に関する視点」

すべての子どもが健やかに育ち、責任感や意欲を持って次代を担う自立した若者に成長できるように取り組みを進めます。

「子育て世代に関する視点」

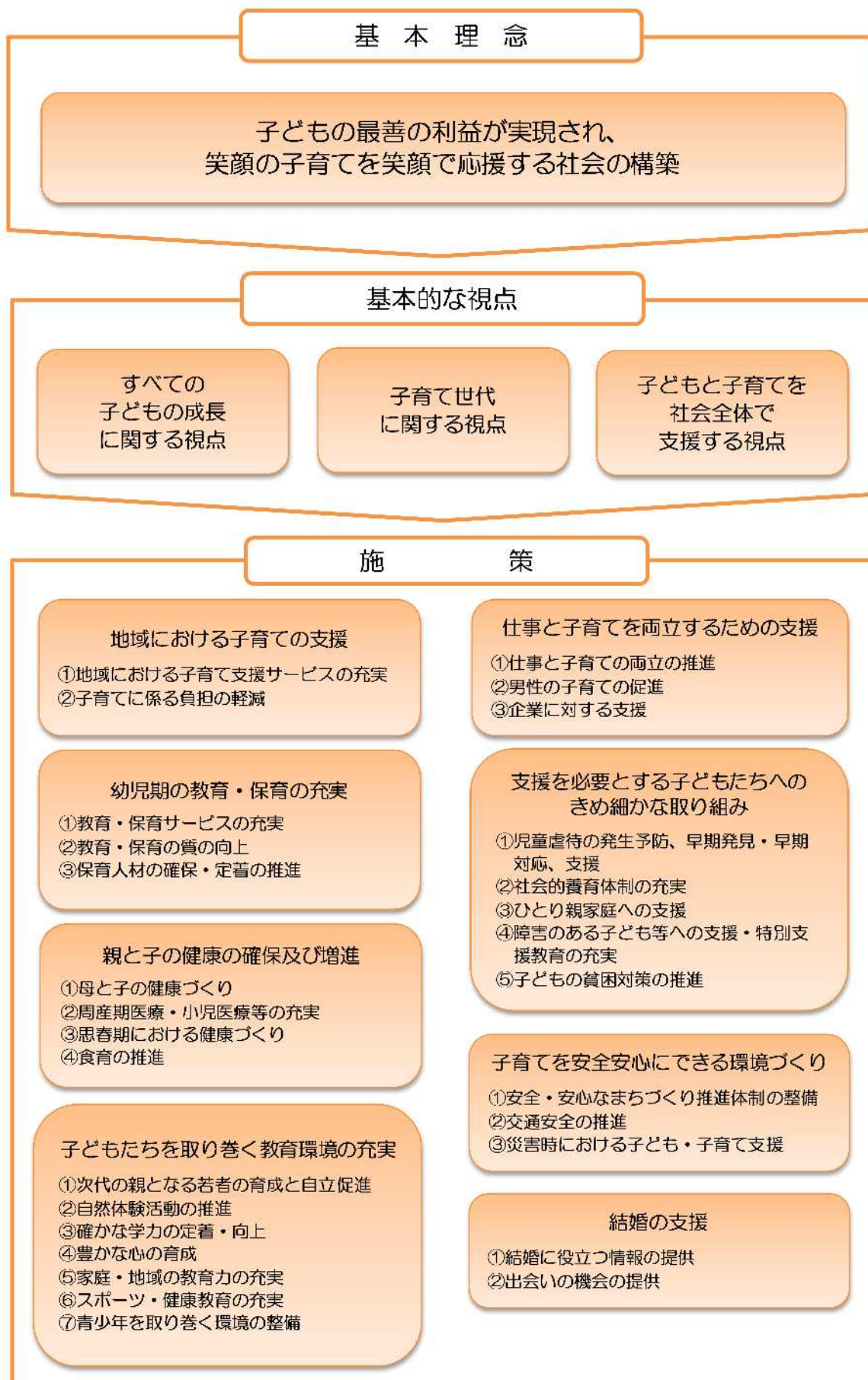
結婚や子育てに関する県民の希望を実現し、仕事と子育ての両立や親の就労状況に関わりなく子育てができるように、教育・保育の提供や結婚につながる出会いの機会の提供を進めます。

「子どもと子育てを社会全体で支援する視点」

子育てに対する不安や負担を感じる子育て家庭が多いことから、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて安心と誇りを持って子育てできるように支援を進めます。

行政や団体、企業、子育て支援隊を始めとしたボランティアが連携・協働しながら山梨に合った子育て支援活動を進め、子育て家庭を支える地域・環境づくりを進めます。

3 施策体系



4 子どもの成長段階に応じた子ども・子育て支援策

分野	妊娠期	乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期
教育・保育 健全育成		保育所 認定こども園 延長保育 一時預かり 病児・病後児保育	幼稚園	放課後 児童クラブ 放課後 子供教室	学力・体力の向上、心身の育成に 関する事業	
地域の 子育て支援	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業	ファミリー・サポート・センター ショートステイ、トフライイトステイ 民間団体による子育て支援 子どもの交通安全、防犯に関する事業				
健康づくり	不妊不育相談・治療 妊婦検診 周産期医療 産前産後 ケアセンター	乳児全戸訪問 乳児健診・母子保健事業 小児医療 食育	養育支援訪問		思春期保健事業	
経済的支援		児童手当 乳幼児医療費助成 第2子以降保育料 無料化(3歳未満)			奨学金	
働き方支援 結婚支援	産前産後休業 育児休業		子育てしやすい職場環境づくりに関する事業			出会いの機会 の提供
要保護支援等		児童虐待・社会的養護に関する事業 ひとり親家庭に関する事業 障害児(者)に関する事業				

第4章 具体的な施策

1 地域における子育ての支援

【施策の基本的考え方】

すべての子どもの健やかな成長を保障し、子育て中の保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、身近な地域において多様な主体が参画し、それぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

核家族化の進行などにより、子育てに孤立感や負担感を感じる保護者が多いことを踏まえ、家庭における子育てを支援するため、子育て中の保護者の不安感や孤立化の解消、経済的負担の軽減を図ります。

また、地域における幅広い年齢の子どもとの交流や体験活動を通じた児童の健全育成のための環境整備に取り組みます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

子育てを社会全体で取り組む気運を醸成し、子どもの健やかな成長が最大限に実現される社会の構築を目指します。

家庭での0～3歳児の子育てにおける不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て中の親同士の交流を図るとともに、相談援助等を推進します。

子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の相

【具体的な取り組み】

11月19日の「やまなし子育ての日」に合わせ、子育てに対する理解と関心を深め、社会全体で子育て支援を行う気運の醸成を図るための普及啓発活動を行います。

<子育て支援課>

子育て中の親と子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行うとともに、職員研修等を行い、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図ります。

<子育て支援課>

<健康増進課>

児童の預かり等の援助を希望する、地域で乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者と援助を行うことを希望する

互援助活動を推進します。

保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、保護者の突発的な保育ニーズに対して支援します。

保護者が安心して子育てできるよう、愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取り組みを進めるとともに、地域における子育て支援団体や子育てサークルを含めたネットワークづくりを図り、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。

者同士の意向を調整して相互援助活動を支援します。

< 子育て支援課 >

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等での一時的な預かりに対して支援します。

< 子育て支援課 >

保護者の疾病等で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、施設等での必要な保護に対して支援します。

< 子育て支援課 >

地域における妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動などを通して、親の子育ての不安や孤立化を解消する愛育会活動を支援します。

< 健康増進課 >

地域における多様な子育て支援活動を促進するため、子育て支援を主な活動とする団体やNPO法人との連携を図るとともに、子育て支援団体や子育てサークルなども含めたネットワークづくりを推進します。

<p>地域の教育・保育の核である認定こども園、幼稚園、保育所を中心に、家庭と地域が連携した子育て支援に取り組みます。</p> <p>仕事と子育ての両立を図るため、児童が安全で健やかに過ごせる放課後の居場所づくりを進めます。</p>	<p><子育て支援課></p> <p>地域における子育て支援サービスの質の向上を図るため、研修会を実施します。</p> <p><子育て支援課></p> <p>認定こども園、幼稚園、保育所は、施設の開放や子育て相談の開催など、施設の持つ機能を活用し、地域を基盤とした子育て支援活動を推進します。</p> <p><私学・科学振興課></p> <p>保護者が仕事などのため昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブや、放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して地域の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う放課後子供教室を推進します。また、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体化を促進します。</p> <p><子育て支援課></p> <p><教・社会教育課></p> <p>放課後児童クラブの質の向上を図るため、研修会を実施します。</p> <p><子育て支援課></p>
---	---

(2) 子育てに係る負担の軽減

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ保護者が増加しています。家庭で子育てをする親などの不安感の解消のため、相談等機能の充実を図ります。</p> <p>子育て中の親の不安感の解消を図るため、育児に関する支援制度や関係機関、子育てサークルやイベント情報など子育て情報の提供と質の充実を図ります。</p>	<p>子育て相談総合窓口や子育て電話相談により育児不安や悩み、疑問に関する相談や、カウンセリングを行います。</p> <p>< 教・社会教育課 ></p> <p>< 子育て支援課 ></p> <p>< 警・少年・女性安全対策課 ></p> <p>家庭教育・子育てにおける喫緊の課題に対応し、地域での子育てや家庭教育の支援活動を積極的に推進できる支援者の育成を図ります。</p> <p>< 教・社会教育課 ></p> <p>子ども又はその保護者の身近な場所で、認定こども園、幼稚園、保育所や子育て支援の事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を支援します。</p> <p>< 子育て支援課 ></p> <p>インターネットを活用した子育てに関する多様な情報の提供、メールマガジンの配信や冊子の配布などによる情報提供を推進します。</p> <p>< 子育て支援課 ></p> <p>< 教・社会教育課 ></p>

核家族化の進行により相談相手もなく、自ら子育てサービスを受けられないまま、子育ての不安や悩みを抱えて孤立化する保護者もいます。不安感や孤立化の防止のため、子育て情報の提供、相談援助や家庭を訪問して保護者の気持ちに寄り添いながら、子育ての喜びを感じられるように取り組みます。

子育てに係る経済的負担は出産へのためらいの要因ともなっており、経済的不安感を解消するため、子育て家庭に対する経済的な負担を軽減する取り組みを行います。

育児不安や悩みを抱える高ストレス家庭に地域のボランティアが訪問し、保護者の気持ちに寄り添い傾聴することで、子育て中の親の不安感や孤立化の防止を図ります。

< 子育て支援課 >

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第1子の年齢に関わらず、第2子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対し助成を行います。

< 子育て支援課 >

次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する児童手当の円滑な支給を推進します。

< 子育て支援課 >

乳幼児のいる家庭をはじめ、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭及び重度の障害のある人がいる家庭における医療費を助成します。

< 子育て支援課 >

< 障害福祉課 >

難病のある小児、結核児童、身体に障害のある児童、未熟児に対する経済的負担を軽減するため、医療費を助成します。

< 健康増進課 >

妊娠中又は18歳未満の子どもがいる家庭に対して、協賛企業の協力を得て商品の割引などのサービスの提供を行います。

< 子育て支援課 >

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の費用又は行事への参加費用等を助成します。

< 子育て支援課 >

勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な高校生等に対する奨学金や教育支援資金の貸付、授業料の減免などの支援をします。

< 私学・科学振興課、高校教育課 >

< 教・高校教育課 >

< 私学・科学振興課 >

< 福祉保健総務課 >

2 幼児期の教育・保育の充実

【施策の基本的考え方】

子どもの健やかな育成と親の就労等の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細かな保育サービスの充実と、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、幼稚園や保育所等の従事者の専門性を向上させ、質の高い人材の安定的確保を図ります。

(1) 教育・保育サービスの充実

【施策の方向】

子ども及び保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、良質かつ適切な教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保を図ります。

女性の就業希望は高く、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きに出たいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえ、保育ニーズに対応していくとともに、休日就労やパート勤務など保護者の就労形態等に配慮した多様な保育サービスの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

子どもの年齢や保護者の就労状況に応じた多様な教育・保育ニーズに対する必要なサービスを提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等における取り組みを支援します。

< 私学・科学振興課 >

< 子育て支援課 >

保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、通常の利用日や利用時間以外の日や時間に行う延長保育を支援します。また、教育とともに保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を支援します。

< 子育て支援課 >

< 私学・科学振興課 >

保護者の就労形態の多様化などにより、休日・夜間、また、どうしても対応が必要な仕事等がある時に子どもが熱を出した

<p>認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、適正な運営の確保などに向けた取り組みを推進します。</p> <p>保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられるよう、地域の実情に応じて、幼稚園と保育所のよいところを活かした一体的な教育・保育の提供や地域における子育て支援を実施する認定こども園の設置を図ります。</p>	<p>りした際等の保育ニーズに的確に対応した保育所の取り組みを支援します。</p> <p>また、病児・病後児保育施設の県内全域での広域利用を推進します。</p> <p><子育て支援課></p> <p>保護者のニーズに沿った多様な事業者によるきめ細かい保育サービスの提供が進むよう支援します。</p> <p><子育て支援課></p> <p>通勤などの利便性から、他市町村の保育所への入所希望に応える取り組みを推進します。</p> <p><子育て支援課></p> <p>認可外保育施設の適正な運営を確保するための支援、指導を行います。</p> <p><子育て支援課></p> <p>既存の幼稚園、保育所からの希望を考慮して認定こども園への移行を図ります。特に、認定こども園制度の理念や教育・保育の質の向上の観点を踏まえ、幼保連携型認定こども園への移行を図ります。</p> <p><子育て支援課> <私学・科学振興課></p>
--	--

(2) 教育・保育の質の向上

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>教育・保育の質を高める観点から、認定こども園、幼稚園、保育所における取り組みの充実・強化を図ります。</p> <p>生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である幼児期の健やかな成長を保障するため、教育・保育の一層の充実を図ります。</p>	<p>教育・保育の専門性の向上のため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象とした研修会や、幼稚園、保育所のさらなる質の向上のための相互交流を図る合同の研修会を実施します。</p> <p><子育て支援課></p> <p>就学前の幼児を対象とする教育の質の向上と幼稚園教育の条件整備のための総合的な取り組みを推進します。</p> <p><私学・科学振興課> <教・義務教育課></p> <p>幼稚園や保育所では、集団生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校教員との情報交換など小学校との連携を強化し、幼児教育の一層の充実に努めます。</p> <p><子育て支援課></p> <p><私学・科学振興課></p> <p><教・義務教育課></p> <p>民間保育士等の専門性の向上を図り、処遇改善を推進するため、キャリアアップ研修を実施します。</p> <p><子育て支援課></p>

<p>教育・保育サービスの質の向上を図るために、内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の視点から客観的に評価する第三者評価の受審を推進します。</p>	<p>認定こども園、幼稚園、保育所の自己評価を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所に対する監査指導を適正に執行し、教育・保育の質の向上を図ります。また、福祉サービスに対する第三者評価、特に保育所における第三者評価事業への取り組みを推進します。</p> <p>< 福祉保健総務課 ></p> <p>< 子育て支援課 ></p>
---	---

(3) 保育人材の確保・定着の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>待機児童ゼロの継続に向けて、必要となる保育士を確保するための人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の施策を推進します。</p>	<p>民間保育士等の処遇改善を推進するため、専門性の向上を図るキャリアアップ研修を実施します。</p> <p>< 子育て支援課 ></p> <p>官民が連携し保育士が働きやすい職場づくりや学生等を対象とした就業促進の取り組みを推進します。</p> <p>< 子育て支援課 ></p> <p>潜在保育士の復職等を推進するため、再就職準備金等貸付事業に対し助成します。</p> <p>< 子育て支援課 ></p>

3 親と子の健康の確保及び増進

【施策の基本的考え方】

生涯を通じた健康の基礎部分を担う母子保健サービスは、子どもを健やかに育てるための基盤となるものであり、親と子が健やかに過ごせるための切れ目のない母子支援が必要です。

このため、妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠、出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりを推進します。

また、不妊に悩む夫婦への支援や、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進を図ります。

(1) 母と子の健康づくり

【施策の方向】

産前産後は女性ホルモンのバランスが崩れ不調を感じやすい上に、育児不安等が重なり心身ともに健康を害しやすい時期であります。このため、妊娠初期からの健康管理、妊娠、出産、育児を通じた相談支援体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するための総合的・専門的な支援体制を推進します。

【具体的な取り組み】

乳幼児の異常を早期発見することや子育て支援のため、妊婦も含めた母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。

< 健康増進課 >

出産前後の母親が持つ不安を軽減し、産後間もない母親の支援を行う産前産後ケアセンターの利用に対し助成します。

また乳幼児健診や訪問の質の向上に向け、従事者研修を実施するなど切れ目のない母子保健サービスの質の向上を図ります。

<p>発達が遅れや疾病等を持ちながらも不安なく過ごせるための療育支援を推進します。</p> <p>不妊症や不育症の検査や治療への不安、医療機関の情報の不足など、不妊症、不育症に悩む夫婦への相談対応や適切な情報提供を推進します。また、不妊治療及び不育症治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ります。</p>	<p>< 健康増進課 ></p> <p>妊娠期の母親の口の健康は、子どもの発育などに影響を与え、子どもの生涯を通じた健康づくりの基盤となることから、妊娠期から母と子の歯科保健教育の推進と知識の普及啓発を行います。</p> <p>< 健康増進課 ></p> <p>乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師などによる専門的な支援を行います。</p> <p>< 健康増進課 ></p> <p>不妊症、不育症に悩む夫婦に対し、不妊症や不育症治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じることで不安等の解消に努めるとともに、体外受精などの特定不妊治療や不育症治療に要する経済的負担を軽減するための費用の一部を助成します。</p> <p>< 健康増進課 ></p>
---	---

(2) 周産期医療・小児医療等の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>安心して妊娠、出産できる体制の確保を進めます。</p> <p>核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴う休日や夜間における小児救急患者の増加に対応するため、小児救急医療体制の確保を進めます。</p> <p>家庭での子どもの病気やけがに対する保護者の不安に対して、医療に関する情報提供に取り組みます。</p>	<p>妊婦が安心して出産できる体制を確保するため、産科医の確保、助産師の活用、分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応などの取り組みを進めます。</p> <p>< 医務課 ></p> <p>ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を迅速に提供するための総合周産期母子医療センター等の充実を図るとともに、周産期救急搬送体制を確保します。</p> <p>< 医務課 ></p> <p>< 健康増進課 ></p> <p>休日や夜間における小児初期救急医療センター及び小児病院群輪番制病院の運営を支援します。</p> <p>< 医務課 ></p> <p>子どもの急病時の対応等について、情報提供に努めるとともに、小児科専門看護師による休日や夜間の電話相談を行います。</p> <p>< 医務課 ></p>

(3) 思春期における健康づくり

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。</p> <p>喫煙、飲酒、薬物乱用は、健康上の問題だけでなく犯罪にもつながるため、子どもたちの望ましい行動につながる実践力を育てます。</p> <p>精神発達の途上にある青少年を取り巻く社会環境の変化、思春期における精神不安に対する社会環境に適応できない者への心の健康づくりを進めます。</p>	<p>エイズなどの性感染症を予防するため、エイズ・性感染症に関する出張講座の開催などにより、児童生徒への性に関する正しい知識の普及を行います。</p> <p><健康増進課></p> <p>子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するため、地域関係者と連携して、防煙教育や飲酒・薬物の心身の発達への影響についての出張講座などにより、正しい知識理解と望ましい行動につながる実践力の育成に努めます。</p> <p><健康増進課></p> <p><教・スポーツ健康課></p> <p>精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持・増進や適応障害の予防と早期発見のため、思春期に関する相談窓口を設置・運営します。</p> <p><障害福祉課></p> <p>学校等の集団生活において不適応を起している児童について、メンタルフレンドの派遣や、ひきこもり児童への通所指導を行い、症状や社会性の改善を図ります。</p> <p><子育て支援課></p> <p>児童思春期精神科医療の充実を図るとともに、医療・保健・福祉など関係者の資</p>

	<p>質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療の提供や相談支援を行います。</p> <p>< 障害福祉課 ></p>
--	---

(4) 食育の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るため、家庭、学校、保育所、地域など社会の様々な分野の関係者が連携を図り、子どもに対する食育を推進します。</p>	<p>子どもの食生活改善と「食」を通じた心の健全育成を図るため、家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みを推進します。</p> <p>< 健康増進課 ></p> <p>保育所、幼稚園、児童館等に出向いて、子どもに対する食育教室・講座等を行う「やまなし食育ボランティア」の活動促進を図ります。</p> <p>< 消費生活安全課 ></p> <p>幼児・児童・生徒の発達段階や実態に即し、給食や様々な体験活動等を通して子どもたちの望ましい食習慣の育成と、バランスのとれた食生活の形成に努めます。</p> <p>< 子育て支援課 ></p> <p>< 教・スポーツ健康課 ></p>

4 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

【施策の基本的考え方】

次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、子どもの豊かな学びを支えるため、家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭、地域、学校の連携による教育を推進します。

また、キャリア教育の一層の充実を図り、若者の社会人・職業人としての自立を促進します。

さらに、本県の豊かな自然等を生かし、体験活動等の推進を図ります。

(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>学校の授業等で専門的な知識や技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒が生きる力を育てていくために必要な意欲や関心を高める活動に取り組みます。</p> <p>子どもたちに高齢者や障害者などに対する理解を深めさせ、共に生きる力を学び育てる教育を推進します。</p>	<p>学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性等を考慮しながら、体験的な学習の充実を図り、地域人材を活用することで学校教育の活性化を推進します。</p> <p>< 教・義務教育課 ></p> <p>職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります。</p> <p>< 教・高校教育課 ></p> <p>< 教・義務教育課 ></p> <p>< 教・高校教育課 ></p> <p>福祉、介護、看護、リハビリテーション等の体験活動を通じて、医療・福祉に対する理解やボランティアについて学ぶ取り組みを推進します。</p> <p>< 健康長寿推進課 ></p> <p>< 医務課 ></p>

<p>人間関係の希薄化や生活体験の不足などから、豊かな人間性や社会性を身に付ける機会が少なくなっており、「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育む教育の充実を図ります。</p> <p>核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化、都市化、情報化により減少している子ども同士のふれあい、生活体験に対して、児童の健全育成を図るため、子ども同士のふれあいや自然とのふれあいの機会づくりを促進します。</p>	<p>豊かな人間性や社会性を身に付けるため、地域の行事への積極的な参加、幅広い年齢や異なる世代、他の地域の人々との交流など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。</p> <p>< 教・高校教育課 ></p> <p>< 教・社会教育課 ></p> <p>地域における幅広い年齢の子どもとの交流、都市部の子どもとの交流、農業体験などの活動を通して、子どもたちの相互交流を深める機会を提供します。</p> <p>< 教・社会教育課 ></p>
---	---

(2) 自然体験活動の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>本県の豊かな自然環境を生かし、心身ともにバランスの取れた豊かな人間性や社会性を育む自然体験活動の推進を図ります。</p>	<p>自然体験、森林体験、農業体験などの機会を提供する施策を推進します。</p> <p>また、自然を活かした子育ての取り組みを県内外にPRします。</p> <p>< みどり自然課 ></p> <p>< 耕地課 ></p> <p>< 教・義務教育課 ></p> <p>< 地域創生・人口対策課 ></p>

(3) 確かな学力の定着・向上

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>子どもたちが自ら調べ、判断し、表現する力を身につけることで、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ります。</p> <p>学校で身につけた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、小・中・高等学校の各段階に応じた教育の一層の充実を図ります。</p> <p>子どもたちの思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実を推進します。</p>	<p>基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を持った子どもたちを育成するため、創意工夫を生かした指導と評価を充実します。</p> <p>< 教・義務教育課 > < 教・高校教育課 ></p> <p>子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導や指導を行うための教員を配置し、きめ細かな指導の充実に努めます。</p> <p>< 教・総務課 ></p> <p>子どもたちが本に親しみ、読書の楽しみを知るための読書環境整備や推進体制の強化を図ります。</p> <p>< 教・社会教育課 ></p> <p>相手や目的、場面に応じた言葉遣いや表現ができるよう、指導の工夫改善に努めます。</p> <p>< 教・義務教育課 ></p>

(4) 豊かな心の育成

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>依然として深刻である、いじめ・不登校や問題行動などに対して、思いやりやねばり強く挑戦する意志など、子どもたちの豊かな心や感性を育む取り組みを推進します。</p> <p>児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史や文化に対する理解を深められるよう、芸術文化に親しむ機会の充実に図ります。</p>	<p>いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援として、スクールカウンセラーの配置など、家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>< 教・総務課 ></p> <p>< 教・義務教育課 > < 教・高校教育課 ></p> <p>県高等学校芸術文化祭への高校生の参加を促し、文化活動の活性化を図ります。</p> <p>< 教・高校教育課 ></p> <p>美術館、文学館、博物館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用を推進します。</p> <p>< 教・学術文化財課 ></p> <p>子どもたちの芸術文化への関心を高めるため、学校等において、子どもたちがみんな芸術鑑賞や体験活動ができる機会を提供します。</p> <p>< 生涯学習文化課 ></p>

<p>命を大切にする心の教育や次代の親を育む観点から、子どもを生き育てることの喜びや意義について、子どものときから理解を深めるための取り組みを推進します。</p>	<p>将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。</p> <p style="text-align: center;">< 健康増進課 ></p>
---	---

(5) 家庭・地域の教育力の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>家庭や地域の教育力の向上のため、家族全員で子育てが担えるよう、家庭教育の支援に努めるとともに、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。</p>	<p>男性の家庭教育における役割の重要性を啓発するため、企業、認定こども園、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取り組みを促進します。</p> <p style="text-align: center;">< 教・社会教育課 ></p> <p>地域の住民が持っている経験や技能を生かし、学校教育の様々な場面でボランティアとして関わることを通して、地域のもつ教育力を活性化させます。</p> <p style="text-align: center;">< 教・社会教育課 ></p>

(6) スポーツ・健康教育の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>心身ともに健康で活力ある生活を営むため、体力の向上や運動の基礎的能力の育成を図りながら、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てます。</p>	<p>学校の授業を充実させるとともに運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなど、体育、スポーツ活動の推進を図ります。</p> <p style="text-align: center;">< 教・スポーツ健康課 ></p>

<p>生活習慣の乱れや思春期特有なストレスに起因した心身の健康問題が深刻化している中で、健康の増進に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>子どもたちが、発達に応じた運動、食事、睡眠といった生活習慣を身につけられるよう、健康診断と日常の健康観察や健康相談などを重視した、学校保健の充実を図ります。</p> <p><教・スポーツ健康課></p>
---	--

(7) 青少年を取り巻く環境の整備

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>家庭、学校、地域及び関係機関とのネットワークを充実させ、子どもの非行防止を推進するとともに、子どもたちを有害情報、薬物等から守るため、家庭、学校及び地域における取り組みを推進します。</p>	<p>有害な社会環境を浄化するため、娯楽施設やコンビニエンスストアなどの関係業界による自発的な啓発活動を促進するとともに、有害な図書類等を規制します。</p> <p><教・社会教育課></p> <p>青少年の薬物乱用の防止のため、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。</p> <p><警・少年・女性安全対策課></p> <p>青少年に野外活動や国際交流などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設等における活動プログラムを充実します。</p> <p><子育て支援課> <教・社会教育課></p> <p>子どもたちの健全な育成を図るため、インターネット上の有害な情報の危険から回避するための情報モラル教育を推進します。</p> <p><警・少年・女性安全対策課></p>

< 教・義務教育課 >

< 教・高校教育課 >

青少年の健全な社会生活への対応を図るため、消費者教育を充実するとともに、若者向けの消費生活に関する各種講座を開催し、自立した消費者の育成を図ります。

< 消費生活安全課 >

5 仕事と子育てを両立するための支援

【施策の基本的考え方】

仕事と子育てが両立できる職場環境を実現するため、育児休業など両立支援制度の普及、定着を図り、女性が働き続けることができる環境づくりを推進します。

また、男性の子育てを促すとともに、男女が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを促進します。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

【施策の方向】

就業希望がありながら出産を機に仕事を辞めるなど、就業と結婚・出産・子育ての二者択一の状況の解消を図るとともに、仕事と子育ての両立を推進するため、労働時間の短縮や育児休業取得の促進など育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりを進めます。

子育て中又は子育てが一段落し、就職を希望する女性の支援を図ります。

子育て中の不安を軽減し、仕事との両立をサポートするため、子どもを安心して預けることができる保育環境を整備します。

【具体的な取り組み】

男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めるため、企業経営者の意識改革を図り、仕事と子育ての両立に向けた取り組みを推進します。

< 労政雇用課 >

子育て中又は子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就職を希望する女性の職業訓練を推進します。

< 産業人材育成課 >

子育て中の求職者等に対し子育て支援等の情報提供を行うとともに、職業選択や就職活動に関する助言を行うなどキャリアアカウンティングを実施します。

< 労政雇用課 >

保育中に具合が悪くなった子どもを保護者が迎えに来るまでの間、引き続き保育できるよう、保育所等への看護職員の配置に取り組む市町村に対し助成するとともに

	<p>に、病児・病後児保育の県内全域における広域利用を推進します。</p> <p><子育て支援課></p>
--	---

(2) 男性の子育ての促進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>男性の家事・育児の分担度合いが高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、女性の継続就業割合も高くなっているため、男性の家事・育児を促すなど、仕事と子育ての両立を推進します。</p>	<p>男性の子育てを促進するために、男女を対象とした子育ての講座開催や、男性への子育てに関する情報や子どもと一緒に過ごす機会を提供します。</p> <p><県民生活・男女参画課></p> <p>家庭において、子育てに母親だけが関わる現状を変え、親双方が関わることの重要性を啓発するため、企業、認定こども園、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した取り組みを促進します。</p> <p><教・社会教育課></p> <p><県民生活・男女参画課></p>

(3) 企業に対する支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>中小企業が多い本県では、労働時間の短縮や育児休業取得の推進などの労働条件の改善や子育て中の労働者が働きやすい職場環境づくりを推進します。</p>	<p>中小企業における育児休業や短時間勤務制度などの規定の整備と、子育てを行う労働者が男女ともに働きやすい職場環境を整えるための取り組みを促進します。</p> <p><県民生活・男女参画課></p> <p><労政雇用課></p>

仕事と子育てを両立するため、企業の実情に応じた事業所内保育施設の設置・運営を支援します。

地域の保育所に預けることが困難な医療従事者のための保育施設の設置・運営を支援します。

< 医務課 >

6 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

【施策の基本的考え方】

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会をつくりあげていくため、深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで継続的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みを推進します。

また、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう、「やまなし子どもの貧困対策推進計画」に基づき、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。

(1) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>育児不安などの悩みに対応するため、妊娠時からの出産・子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助を行い、児童虐待の発生予防、早期発見等を推進します。</p> <p>児童虐待から子どもを守る支援体制を確立するため、民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者（機関）との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見等を図ります。</p>	<p>乳児のいる家庭を訪問して、育児に関する不安や悩みの相談を受け、地域の子育て支援に関する情報を伝え、家庭の養育環境を把握し助言を行う訪問型養育支援を推進します。</p> <p style="text-align: center;">＜子育て支援課＞</p> <p>適切な養育を確保するため、養育支援が必要な家庭には定期的に育児支援や家事支援、養育に関する指導助言等を行います。</p> <p style="text-align: center;">＜子育て支援課＞</p> <p>児童相談所、警察、市町村などの関係機関の連携強化や、市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待の発生予防や早期発見等、地域における支援の強化を促進します。</p> <p style="text-align: center;">＜子育て支援課＞</p> <p style="text-align: center;">＜警 少年・女性安全対策課＞</p>

<p>児童虐待に対して、地域の住民をはじめ関係者（機関）に広報啓発による正しい理解を深め、発生予防と対応力向上を図ります。</p> <p>要保護児童の適切な保護のため、安定した生活環境を整えるとともに、虐待等により心の問題を抱えた児童の心身の健やかな成長と自立を支援するため、児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図ります。</p>	<p>CMの放映や研修会などを通して、地域の住民をはじめ関係者（機関）に児童虐待の正しい理解を深めるとともに、予防の視点を持ち、対応力の向上を推進します。</p> <p><子育て支援課></p> <p>児童相談所の法的・医学的対応に係る専門性を高め、家族等へのより強力な支援体制の確保に努めます。</p> <p><子育て支援課></p> <p>虐待等による、心の問題や発達上の課題を抱えた児童が、安心・安全を感じ、人間関係の回復を図るため、心理療法等を実施します。</p> <p><子育て支援課></p>
---	--

（２）社会的養育体制の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>社会的養育の対象はすべての子どもであることを前提に、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭ニーズも考慮してすべての子どもと家庭を支援するための取り組みを推進します。</p> <p>代替養育については、子どもの個々の状況に応じて、里親など家庭と同様の養</p>	<p>子どもと家庭の身近な自治体である市町村とともに、妊娠期から自立まで子ども家庭支援の全体構想の構築と「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めます。</p> <p>また、被虐待児童など要保護児童やその家庭への支援が重要であることから、要保護児童対策地域協議会連絡調整員や児童福祉司等の資質向上のための研修を行います。</p> <p><子育て支援課></p> <p>家庭と同様の養育環境の構築を進めるため、里親制度の普及促進とともに、小規</p>

育環境の中で支援を行う体制を推進します。

また、被虐待児童など特にきめ細かなケアを必要とする子どもに対しては、児童養護施設など良好な家庭的養育環境の中で支援を行う体制を推進します。

被虐待児童等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者による専門的ケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。

模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及啓発や促進、円滑な運営のための支援を行います。

<子育て支援課>

里親経験者による体験発表会や里親制度の説明会などにより、新たな里親の登録を推進します。

また、委託児童との不調や思春期の特有の課題に対応するため、里親支援専門相談員の派遣や里親の資質向上のための研修の充実を図ります。

<子育て支援課>

家庭や里親等での養育が困難なケアニーズの高い子どもなどが、児童養護施設等において安心して生活できるよう、施設の小規模化及び地域分散化を促進し、良好な家庭的環境の構築に努めます。

<子育て支援課>

児童養護施設等への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備を支援します。

また、基幹的職員研修の実施等施設職員の支援技術の向上の取り組みを行います。

<子育て支援課>

子どもの心の問題や発達障害に関する相談支援、通所リハビリ機能等を持つ、こころの発達総合支援センターの充実を図ります。

<p>児童養護施設等による地域の里親等への支援、地域の子育て家庭への支援など家族支援や地域支援の充実を図ります。</p> <p>児童養護施設等で育った子どもが、施設の退所等までに社会において自立生活に必要な力が得られるよう、地域生活を</p>	<p><子育て支援課></p> <p><障害福祉課></p> <p>心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児に対する生活の支援や心理的治療等を行います。</p> <p><子育て支援課></p> <p>こころの発達総合支援センターと中央児童相談所を福祉プラザから移転し、機能強化を図るとともに、新たに児童心理治療施設と特別支援学校を併設した、子どもの心のケア総合拠点(仮称)を整備し、各施設のスタッフが緊密に連携しながら、相談から治療まで、ニーズに応じた、迅速で一貫した手厚い支援を提供します。</p> <p><子どもの心のケア総合拠点整備室></p> <p>里親支援による負担軽減や家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童の施設における保護などの子育て支援を行います。</p> <p><子育て支援課></p> <p>児童養護施設等に入所中の子どもの自立支援や、退所後の就労面や生活面の相談支援などのアフターケアのための体制の</p>
---	--

送るために必要な支援の体制を整備し、自立支援の充実を図ります。

被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取り組みを行い、子どもの権利擁護を推進します。

整備を支援します。

<子育て支援課>

児童養護施設等を退所した後の受け皿として重要な自立援助ホームにおける支援機能や支援技術の向上を図るとともに、設置を支援します。

<子育て支援課>

児童虐待が発生した家族において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、親子の関係改善や宿泊(通所)指導等に取り組みます。

<子育て支援課>

被措置児童等が、自らの権利や施設等での必要なルールについて理解できるようにするとともに、必要な支援が得られるように努めます。

被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインに沿って適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直します。

<子育て支援課>

(3) ひとり親家庭への支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）における子どもの健全育成を実現するため、就業支援や生活全般にわたる支援により、生活の安定と自立を促進します。</p>	<p>ひとり親家庭における親の経済的な自立を促進するため、母子・父子自立支援員を配置したり、就業・自立支援センターにおける生活実態や職業適性、就業経験などに応じた職業紹介や就業情報の収集・提供に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><子育て支援課></p> <p>疾病などにより一時的な保育・介護のサービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、家事援助や保育支援を行う家庭生活支援員を派遣します。</p> <p style="text-align: center;"><子育て支援課></p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。</p> <p style="text-align: center;"><子育て支援課></p> <p style="text-align: center;"><産業人材育成課></p>

(4) 障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>障害のある子ども等に対する教育・保育ニーズに対応するため必要なサービスの提供を推進します。</p> <p>障害のある子ども</p> <p>身体障害や知的障害、発達障害を含めた精神障害、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病のある子ども。(児童福祉法 第4条)</p>	<p>認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブへの障害のある子ども等の受け入れを促進します。</p> <p style="text-align: center;"><私学文書課></p>

<p>障害のある子どもが、地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域生活への意識の高まりなどに対応するサービス供給体制を充実します。</p> <p>インクルージョンの理念が社会に広がる中、障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加に向けた教育のさらなる充実を図ります。</p>	<p><子育て支援課></p> <p><障害福祉課></p> <p><障害福祉課></p> <p>未就学の障害のある子どもに対し、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援や、小学校就学後の障害のある子どもに対し、社会との交流の促進などを行う放課後等デイサービスの充実を図ります。</p> <p>また、就学の有無に関わらず、通所をすることが困難な重度の障害のある子どもに対しては、居宅において同様の支援が行われるよう、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ります。</p> <p><障害福祉課></p> <p>医療的ケアが必要な障害児に対する短期入所等のサービスの確保に努めます。</p> <p>また、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携を図るための協議の場を設置します。</p> <p><障害福祉課></p> <p>孤立しがちな発達障害児の特性を理解しながら、発達障害者サポーターを養成するとともに、発達障害児を支援します。</p> <p><障害福祉課></p>
--	---

	<p>障害のあるすべての子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を実施するため、教職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・労働等の関係機関との連携の強化を図るとともに、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等及び地域の方々との交流を充実します。</p> <p>< 教・高校改革・特別支援教育課 ></p>
--	---

(5) 子どもの貧困対策の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つを施策の柱として、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。</p>	<p>子どもたちが必要な支援を受けられるよう、学校を基盤・窓口として、総合的に貧困対策を推進するとともに、教育を受ける機会の均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。</p> <p>< 教・社会教育課 > < 教・義務教育課 > < 教・高校教育課 > < 私学・科学振興課 > < 福祉保健総務課 > < 子育て支援課 > < 教・高校改革・特別支援教育課 > < 産業政策課 ></p> <p>保護者を対象とした相談事業の充実を図り、自立のための支援に取り組むとともに、妊娠期、乳幼児期からの切れ目ない支援を行います。</p> <p>また、子どもの生活の支援として、居場所づくり、就労支援も行います。</p> <p>< 健康増進課 ></p>

< 福祉保健総務課 >

< 子育て支援課 >

< 労政雇用課 >

< 教・社会教育課 >

保護者が就労するための資格取得や職業訓練等の必要な支援を行うことで、保護者の自立を促すとともに、保護者が働きやすい環境づくりを行います。

< 労政雇用課 >

< 子育て支援課 >

< 産業人材育成課 >

< 福祉保健総務課 >

子どもたちが、安定した日常生活を送っていけるよう、世帯の生活の基礎を支えるため、生活保護や各種手当など、手当・給付金や必要な資金の貸与等のサービスを組み合わせた支援を行います。

< 子育て支援課 >

< 福祉保健総務課 >

< 教・社会教育課 >

7 子育てを安全安心にできる環境づくり

【施策の基本的考え方】

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、子どもの交通安全のための教育を推進します。

また、災害が発生した場合、子どもの心のケアや就学・学習に対する支援を行います。

(1) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>地域における連帯感の希薄化が進むとともに、コミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能も低下してきていることから、子どもの犯罪被害を防止するため、地域における関係団体等の連携した取り組みを推進します。</p>	<p>子どもが危険な目に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の設置の促進や、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、自治会・PTA・防犯ボランティアなどが連携した取り組みを推進します。</p> <p>< 県民生活・男女参画課 ></p> <p>< 警・生活安全企画課 ></p> <p>< 県民生活・男女参画課 ></p> <p>< 警・少年・女性安全対策課 ></p> <p>< 警・生活安全企画課 ></p> <p>< 私学・科学振興課 ></p>

(2) 交通安全の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>交通安全指導や体系的な交通安全教育の実施などにより、交通安全を推進します。</p>	<p>安全意識の啓発を図るため、子どもの年齢に応じた必要な交通安全教育を推進します。</p> <p>< 警・交通企画課 ></p> <p>< 交通政策課 ></p>

(3) 災害時における子ども・子育て支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>災害が発生した場合あつては、国、市町村、教育関係者等と連携し、子どもの心のケア、就学及び学習に関する支援を継続的に推進します。</p>	<p>災害時において、精神医療と精神保健を包含する活動を行う事を可能とする、「山梨県災害時心のケアマニュアル」を作成し、関係機関への周知を行います。</p> <p>また、被災した子どもへの就学等の支援や災害発生後の教育・保育施設の事業再開に係る準備等について、周知・普及啓発を行います。</p> <p>< 障害福祉課 ></p> <p>< 私学・科学振興課、教・義務教育課 ></p> <p>< 子育て支援課 ></p> <p>< 教・義務教育課 ></p>

8 結婚の支援

【施策の基本的考え方】
<p>未婚化・晩婚化の進行は、少子化を進行させる要因でもあり、将来の地域社会に大きな影響を与えることが懸念されることから、結婚を希望する独身男女に対し、様々な出会いの機会を提供する取り組み等を進めます。</p>

(1) 結婚に役立つ情報の提供

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>結婚を希望する独身男女に対し、結婚に役立つ情報の提供やアドバイス等を行い、婚活を後押しする取り組みを推進します。</p> <p>婚活 結婚を目的とし、自分を磨いたり結婚相手を探すために意識的に活動すること (「“婚活”時代」山田昌弘、白河桃子共著)</p>	<p>婚活やまなしホームページや婚活フェア、結婚応援フォーラムの開催により、異性とのコミュニケーションの取り方や服装、マナー、心構え等、婚活に役立つ情報提供やアドバイスを行うセミナーを開催します。</p> <p>< 県民生活・男女参画課 ></p>

(2) 出会いの機会の提供

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>結婚を希望する独身男女に対し、様々な出会いの機会を提供し、カップル誕生から成婚率の向上を目指します。</p>	<p>出会いの機会となる婚活イベントを提供する「やまなし縁結びサポーター」を募集・登録し、サポーターが実施する婚活イベント情報を婚活専用サイト、メールマガジンで発信します。</p> <p>< 県民生活・男女参画課 ></p> <p>結婚を希望する独身男女が会員登録し、登録データ検索により、希望に合った会員同士のお見合いを実現します。</p> <p>< 県民生活・男女参画課 ></p> <p>結婚から子育てまで切れ目のない支援に向けた連携や社会全体で若者の結婚を応援する機運の醸成を図ります。</p> <p>< 県民生活・男女参画課 ></p>

第5章 教育・保育等の推進のための基本的事項

1 教育・保育等の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定及び基本指針に基づき、特定教育・保育施設（ 7 ）又は特定地域型保育事業（ 8 ）及び地域子ども・子育て支援事業（ 9 ）を共通の区域とし、市町村単位で区域を設定します。

区域番号	市町村名	区域番号	市町村名
1	甲府市	15	早川町
2	富士吉田市	16	身延町
3	都留市	17	南部町
4	山梨市	18	富士川町
5	大月市	19	昭和町
6	韮崎市	20	道志村
7	南アルプス市	21	西桂町
8	北杜市	22	忍野村
9	甲斐市	23	山中湖村
10	笛吹市	24	鳴沢村
11	上野原市	25	富士河口湖町
12	甲州市	26	小菅村
13	中央市	27	丹波山村
14	市川三郷町		

- (7) 特定教育・保育施設
施設型給付を受ける施設として、市町村が確認する認定こども園、幼稚園、保育所（子ども・子育て支援法 第27条第1項）
- (8) 特定地域型保育事業
市町村の認可を受けた次の4つの保育（子ども・子育て支援法 第5条第5項～第9項）
- ・家庭的保育
家庭的な雰囲気のもとで、少人数（認可定員5人以下）を対象に行う保育
 - ・小規模保育
家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（認可定員6～19人）を対象に行う保育
 - ・居宅訪問型保育
障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で行う保育
 - ・事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に行う保育
- (9) 地域子ども・子育て支援事業
子ども・子育て支援法に定められた次の13事業
- ・利用者支援事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・妊婦健康診査
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・病児保育事業
 - ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法の規定及び基本指針に基づき、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み並びに特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされており、市町村と連携を図りながら市町村計画における数値を積み上げて設定します。

なお、市町村計画における数値について、市町村は、国が示す方法により把握した利用希望やこれまでの利用状況を踏まえて量の見込みを算出するとともに、その見込みに対して、認定こども園、幼稚園、保育所などの確保方策を見込んでいます。また、市町村子ども・子育て会議を経て設定されています。

【県全域での集計】

教育・保育施設及び地域型保育事業

単位：人

	平成27年度			平成28年度			
	1号 (3～5歳) 学校教育 のみ	2号 (3～5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の 必要性あり	1号 (3～5歳) 学校教育 のみ	2号 (3～5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の 必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)	6,152	13,077	7,684	6,084	12,949	7,611	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	3,687	14,485	8,219	4,270	14,560	8,283
	(確認を受けない幼稚園) 1	5,310			3,833		
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			64			87
	認可外保育施設 2		255	134		257	136
-	2,845	1,663	733	2,019	1,868	895	

	平成29年度			
	1号 (3～5歳) 学校教育 のみ	2号 (3～5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の 必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)	5,981	12,768	7,538	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	4,668	14,737	8,460
	(確認を受けない幼稚園) 1	3,285		
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			69
	認可外保育施設 2		251	133
-	1,972	2,220	1,124	

	平成30年度 (見直し前)			平成30年度 (見直し後)			
	1号 (3～5歳) 学校教育 のみ	2号 (3～5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の 必要性あり	1号 (3～5歳) 学校教育 のみ	2号 (3～5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の 必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)	5,886	12,499	7,499	5,716	12,717	7,659	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	4,855	14,709	8,586	4,937	14,909	8,608
	(確認を受けない幼稚園) 1	3,025			2,865		
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			69			91
	認可外保育施設 2		251	134		246	132
-	1,994	2,461	1,290	2,086	2,438	1,172	

	平成31年度 (見直し前)			平成31年度 (見直し後)			
	1号 (3～5歳) 学校教育 のみ	2号 (3～5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の 必要性あり	1号 (3～5歳) 学校教育 のみ	2号 (3～5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の 必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)	5,779	12,269	7,479	5,584	12,471	7,674	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	5,453	14,635	8,627	5,510	14,855	8,607
	(確認を受けない幼稚園) 1	2,625			2,465		
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			69			96
	認可外保育施設 2		251	133		236	131
-	2,299	2,617	1,350	2,391	2,620	1,160	

- 1 特定教育・保育施設に該当しない(施設型給付を受けない)幼稚園
- 2 市町村または都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設

区域別の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期については、第7章2に掲載しています。

(参考) 教育・保育及び地域型保育を行う者の見込み数

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用定員 に応じた 従事者数	保育教諭	232	301	321	340	347
	保育士	1,698	1,659	1,635	1,612	1,605
	幼稚園教諭	90	105	103	109	111
	保育従事者 1	0	0	0	0	0
	家庭的保育者 2	2	3	3	3	3
配置基準	家庭的保育補助者 3	2	3	3	3	3
	家庭的保育者 4	0	0	0	0	0
	保育教諭	244	318	338	358	365
利用定員 に応じた 従事者数	保育士	1,757	1,717	1,691	1,667	1,659
	幼稚園教諭	102	119	118	125	126
	保育従事者 1	0	0	0	0	0
	家庭的保育者 2	2	3	3	3	3
	家庭的保育補助者 3	2	3	3	3	3
配置基準 +加配 (質改善)	家庭的保育者 4	0	0	0	0	0

- 1 小規模保育事業B型における保育従事者
- 2 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者
- 3 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者
- 4 居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

(参考) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	施設数	17か所	20か所	20か所	28か所	28か所
確保方策	施設数	23か所	27か所	27か所	28か所	28か所
	利用者支援事業	9か所	13か所	13か所	26か所	26か所
	基本型	5か所	6か所	6か所	12か所	12か所
	特定型	4か所	7か所	7か所	2か所	2か所
	母子保健型				12か所	12か所
その他	施設数	14か所	14か所	14か所	2か所	2か所

単位は、年度当たりで表示

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	延人数	20,580人	20,345人	20,182人	51,594人	51,434人
確保方策	施設数	77か所	77か所	78か所	79か所	80か所
	地域子育て 支援拠点事業	施設数	72か所	72か所	74か所	74か所
	その他	施設数	5か所	5か所	4か所	5か所

単位(延人数)は、月当たりで表示。単位(施設数)は、年度当たりで表示

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	延人数	62,931人	61,992人	61,211人	60,494人	59,735人

単位は、年度当たりで表示

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	実人数	5,864人	5,782人	5,706人	5,643人	5,593人
事業実施予定	市町村数	25市町村	26市町村	25市町村	26市町村	25市町村

単位は、年度当たりで表示

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	実人数	889人	888人	893人	867人	894人
事業実施予定	市町村数	18市町村	18市町村	19市町村	19市町村	19市町村

単位は、年度当たりで表示

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業実施予定	市町村数	4市町村	4市町村	5市町村	5市町村	5市町村

単位は、年度当たりで表示

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	延人数	33人	33人	33人	36人	36人
確保方策	延人数	29人	36人	36人	39人	39人
	施設数	4か所	5か所	5か所	6か所	6か所

単位は、年度当たりで表示

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童を有する保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	延人数	29,177人	29,179人	29,165人	29,682人	29,586人
確保方策	延人数	29,827人	30,284人	30,666人	33,165人	33,479人

就学児を集計
単位は、年度当たりで表示

病児保育事業

病児について、病院・保育所等において、看護師等が一時的に保育等する事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	延人数	17,630人	17,579人	17,424人	16,204人	15,990人	
確保方策	延人数	21,829人	21,826人	23,529人	20,546人	20,799人	
病児保育事業	延人数	18,595人	18,596人	20,302人	17,319人	17,572人	
	施設数	29か所	29か所	32か所	39か所	39か所	
	病児・病後児 対応型	延人数	13,655人	13,656人	15,362人	12,343人	12,336人
		施設数	13か所	13か所	16か所	16か所	16か所
	体調不良児 対応型	延人数	4,940人	4,940人	4,940人	4,976人	5,236人
		施設数	16か所	16か所	16か所	23か所	23か所
	非施設型 (訪問型)	延人数	0人	0人	0人	0人	0人
		施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
ファミリーサポート センター	延人数	3,234人	3,230人	3,227人	3,227人	3,227人	

病児保育事業の内訳は、調査時点で決定しているもののみを集計。

確保方策には、ファミリーサポートセンター分も含む。
単位は、年度当たりで表示

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	延人数	364,993人	362,112人	358,554人	328,747人	324,307人
確保方策	延人数	363,028人	363,854人	364,084人	339,723人	337,466人
一時預かり	延人数	363,028人	363,854人	364,084人	339,720人	337,463人
	施設数	158か所	159か所	166か所	176か所	176か所
トワイライト ステイ	延人数	0人	0人	0人	3人	3人
	施設数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所

確保方策には、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）分も含む。
単位は、年度当たりで表示

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	実人数	4,370人	4,331人	4,264人	4,076人	3,977人
確保方策	実人数	4,506人	4,524人	4,488人	4,310人	4,368人
延長保育事業	施設数	213か所	215か所	214か所	194か所	194か所

単位は、年度当たりで表示

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（実人数）		10,293人	10,142人	10,188人	10,375人	10,396人
確保 方策	登録児童数（実人数）	9,886人	9,910人	10,239人	10,914人	11,156人
	施設数	227か所	228か所	242か所	267か所	272か所

単位は、年度当たりで表示

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを考慮し、既存の幼稚園、保育所のうち、認定こども園への移行希望を反映した需要量を設定することにより、認定こども園への移行を図ります。

子ども・子育て支援法の規定及び基本指針に基づき、幼稚園、保育所から認定こども園へ移行できる数を定めます。

平成27年度から平成31年度までの間に、区域において認定こども園に認可・認定する全施設の定員の合計の上限数は次のとおりです。

単位：人

区域番号	市町村名	幼稚園から 移行できる数	保育所から 移行できる数	(参考) その他
1	甲府市	2,508	2,375	245
2	富士吉田市	565	209	0
3	都留市	207	360	0
4	山梨市	93	100	0
5	大月市	0	0	0
6	韮崎市	100	0	0
7	南アルプス市	342	151	0
8	北杜市	0	405	0
9	甲斐市	565	284	0
10	笛吹市	170	440	165
11	上野原市	0	320	0
12	甲州市	65	510	100
13	中央市	482	155	482
14	市川三郷町	230	0	0
15	早川町	0	0	0
16	身延町	0	0	0
17	南部町	0	0	0
18	富士川町	0	0	0
19	昭和町	75	610	0
20	道志村	0	0	0
21	西桂町	0	0	0
22	忍野村	165	0	0
23	山中湖村	0	0	0
24	鳴沢村	0	0	0
25	富士河口湖町	175	0	195
26	小菅村	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0

「(参考)その他」欄は、幼稚園、保育所からの移行以外(平成27年度以前の認定こども園等)

4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

特定教育・保育施設が、施設所在市町村を含む複数市町村から子どもを受け入れる場合で、市町村が行う特定教育・保育施設の利用定員の設定及び変更の際しでの県への協議については、まず、市町村間で調整を行うことを原則とします。ただし、市町村間の調整が整わないときは、当該市町村から協議を受け、県は当該市町村を含む他市町村との調整を行います。

5 教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業の事業者が、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、県に報告した教育・保育に係る施設の名称、所在地などや運営情報を公表します。

< 公表情報 >

分 類		主な事項
基本情報	法人	・ 名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	・ 施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・ 名称、所在地等 ・ 施設設備の状況（居室面積、園舎面積、園庭等の状況） ・ 職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、経験年数等） ・ 職員 1 人当たりの子どもの数 ・ 利用定員、学級数 ・ 開所時間 など
運営情報		・ 施設、事業の運営方針 ・ 教育・保育の内容・特徴 ・ 選考基準 ・ 相談、苦情等の対応のための取り組み状況 など

第6章 計画の取組指標

指 標 名	単位	基準		目標	
		年度	数値	年度	数値
1 保育所等の待機児童数	人	H26	0	H31	0
2 利用者支援事業の実施か所数	か所	H26	0	H31	26
3 地域子育て支援拠点事業の実施か所数	か所	H26	65	H31	75
4 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	市町村数	H26	27	H31	27
5 養育支援訪問事業の実施市町村数	市町村数	H26	24	H31	27
6 子どもを守る地域ネットワーク強化機能事業の実施市町村数	市町村数	H26	1	H31	5
7 子育て短期支援事業の実施か所数	か所	H26	4	H31	6
8 ファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数	市町村数	H26	15	H31	18
9 一時預かり事業の実施か所数	か所	H26	87	H31	176
10 延長保育事業の実施か所数	か所	H26	156	H31	197
11 病児保育事業の実施か所数	か所	H26	26	H31	39
12 放課後児童クラブの実施か所数	か所	H26	217	H31	272
13 住んでいる地域が子育てしやすいと思う親の割合	%	-	-	H31	50.0
14 県が実施する幼稚園や保育所等の従事者を対象とした研修会への参加人数	人	H26	2,065	H31	4,100
15 1歳6か月児、3歳児健康診査受診率 1歳6か月児 3歳児	%	H25	94.7 92.9	H31	100 100
16 新生児死亡率	%	H25	1.5	H31	1.0を超えない値 新生児死亡率は極少数で推移するため、死亡率の変動が大きい。変動幅が大きい死亡率について1.0を超えない範囲に抑えることを目標とする。
17 グループホーム措置率 措置等児童数全体に占める割合	%	H25	10.3	H31	19.5
18 里親等委託率 措置等児童数全体に占める割合	%	H25	27.0	H31	27.2
19 自主防犯パトロール青色回転灯装着台数	台	H26	238	H31	388

第7章 参考

1 やまなし子育て支援プラン後期計画の評価結果

平成22年3月に、やまなし子育て支援プラン後期計画を策定し、平成22年度から平成26年度までの5か年で、32項目の数値目標を掲げ、次世代育成支援対策に取り組んできた。

これまで取り組んできた全278事業について、平成26年6月末現在で担当所属が5か年の検証を行い、その内容を子育て支援課が7つの施策ごとに評価を行った。

計画期間における具体的な取り組みの達成状況

達成状況の区分 (見通し)	数値目標の ある事業	数値目標の ない事業	合計
目標以上の達成	9	30	39
目標どおりの達成	14	202	216
目標を下回ったが一定の成果があった	6	14	20
×未達成	3	0	3
計	32	246	278

地域における子育ての支援、保育サービスの充実、親と子の健康の確保及び増進、子どもたちを取り巻く教育環境の充実、仕事と子育てを両立するための支援、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み、子育てを安全・安心にできる環境づくりの7つの施策の278の事業に取り組む、ほとんどの事業で目標を達成した。

子育て支援に実効性を持たせるため、直接的な施策に注力することが必要であり、今後も引き続き、子ども、保護者、子どもを持ちたいと願う人に対して、行政のみならず、社会全体で支援することが求められる。

【施策1 地域における子育ての支援】

- ・地域における様々な子育て支援サービスの充実を図る。
- ・子育て中の親の不安感や孤立感の解消、経済的負担の軽減を図る。
- ・地域における異年齢児との交流や体験活動を通じた児童の健全育成のための環境整備に取り組む。

49項目中 目標以上の達成：6 目標どおり達成：36
目標を下回ったが一定の成果があった：7 未達成：0

数値目標の進捗状況

目 標	具体的目標	単位	目標(H26)	基準(H21)	最新(H25)	進捗
保護者の緊急的な保育ニーズに対応するため、一時的に児童を預かる保育所等を増やします。	一時預かりを実施する事業所等の数	か所数	117	110	114	↗
病中又は病気の回復期にある児童を一時的に預かる保育所等を増やします。	病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)を実施する保育所等の数	か所数	13	6	10	↗
保育中に体調不良となった児童に対して緊急的な対応ができる保育所を増やします。	病児・病後児保育(体調不良時対応型)を実施する保育所等の数	か所数	20	12	15	↗
一時的に家庭での養育が困難になった児童を養育する児童養護施設等を増やします。	短期養育(ショートステイ)を実施する児童養護施設等の数	か所数	2	1	2	↗
小学校児童を対象に放課後の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを増やします。	放課後児童クラブの実施クラブ数・利用人数	か所数	224	189	211	↗
		人数	8,231	7,857	8,188	
学校の余裕教室などを活用し、放課後に勉強や地域住民との交流などを行う放課後子ども教室を増やします。	放課後子どもプラン推進事業の実施か所数	か所数	47	42	51	↗
地域で会員同士が育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを増やします。	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	か所数	19	14	17	↗
子育て中の親子の交流の場、子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点を増やします。	地域子育て支援拠点(児童館型)の設置か所数	か所数	13	0	63	↗
	地域子育て支援拠点(センター型)の設置か所数	か所数	43	39		
	地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置か所数	か所数	33	19		
地域の家庭支援・子育て支援のリーダーとして活用できる人材を増やします。(H22～H24)	子育て支援リーダー養成事業による養成人数	人数(累計)	120	-	180	↗
やまなし子育てネット(山梨県子育て支援ホームページ)へのアクセス件数の増加を図ります。	やまなし子育てネットへのアクセス件数	アクセス件数	230,000	71,936	357,789	↗
地域の遊び場であり、活動拠点である児童館等を増やします。	児童館の設置か所数	か所数	66	64	67	↗

地域における子育て支援サービスの充実

- ・保護者の緊急的な事態や平成26年度から実施の県単独事業を含む子どもの病中又は病気の回復期の保育を実施するとともに、放課後の児童の居場所づくりを進めてきた。また、子育て中の親子の交流の場や子育てに関する相談・援助に取り組み、必要なときには利用できる環境を整えることができた。今後も需要が見込まれることから、引き続き取り組みが必要である。

子育てに係る負担の軽減

- ・地域子育て支援拠点施設や子育て支援活動を行うNPO法人、愛育会との連携により、子育てに係る不安や孤立の解消に努めた。子育ての心理的負担軽減のため、引き続きの取り組みが必要である。
- ・児童手当や医療費助成などにより子育ての経済的負担の軽減を図った。また、すべての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、経済的な理由等で就学が困難な生徒への授業料等の無償化等の支援を行った。子育ての経済的負担軽減のため、引き続き取り組みが必要である。

児童の健全育成

- ・地域における子ども同士の交流や様々な体験を通して、健やかに育つ機会を提供した。児童の健全育成のため、引き続き取り組みが必要である。

次期計画への課題

子育て中の親が安心して子育てに取り組むことができ、また安心して仕事を継続できるように、地域における様々な子育て支援サービスが必要である。

家族形態の変化による子育て家庭の負担感が増す中、地域における子育て家庭への心理的負担、経済的負担を軽減する取り組みが必要である。

【施策2 保育サービスの充実】

- ・保育所や幼稚園における保育体制の整備充実を図る。
- ・多様な保育ニーズに対応したサービスの提供を進める。
- ・保育の質の向上、保育士の専門性の向上を図る。

14項目中 目標以上の達成：3 目標どおり達成：7

目標を下回ったが一定の成果があった：1 未達成：3

数値目標の進捗状況

目 標	具体的目標	単位	目標(H26)	基準(H21)	最新(H25)	進捗
今後増加が予想される3歳未満児の通常保育への受入を増やします。	3歳未満児の通常保育在籍児童数	人数	6,699	6,385	7,020	↗
1日11時間を超えて保育を行う保育所を増やします。	延長保育を実施する保育所の数	か所数	172	136	152	↗
2時間以上預かり保育を行う幼稚園を増やします。	預かり保育を実施する幼稚園の数	か所数	61	59	60	↗
概ね夜10時まで保育を行う保育所を増やします。	夜間保育を実施する保育所の数	か所数	2	1	1	→
休日に保育を行う保育所を増やします。	休日保育を実施する保育所の数	か所数	14	3	4	↗
一週間のうち特定の日時だけ保育を行う保育所を増やします。	特定保育を実施する保育所の数	か所数	8	1	1	→
子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供する認定こども園を増やします。	認定こども園を実施する施設の数	か所数	5	1	6	↗
幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会への参加者数を増やします。	幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会への参加人数	人数	3,700	2,895	2,000	↘

保育の充実

- ・保護者の就労形態や家族形態に応じた、保育所や幼稚園における一時預かり、延長保育などの多様な保育を実施した。また、保護者の広域入所に対するニーズに応えるため、平成26年度から県単独事業で広域入所受け入れ施設の整備

に対する補助を実施した。今後も需要が見込まれることから、引き続き取り組みが必要である。

- ・保護者の幼児教育や保育に関するニーズに適切かつ柔軟に対応できる認定こども園の整備を進めた。今後も需要が見込まれることから、引き続き取り組みが必要である。

保育の質の向上

- ・幼稚園教諭、保育士、放課後児童指導員等を対象とした研修会を実施し、教育・保育の質の向上を図った。質の向上を図るため、引き続き取り組みが必要である。

次期計画への課題

子どもの健やかな成長を図るとともに、保護者の就労希望にも配慮した仕事と子育ての両立を図る観点から、多様な保育サービスの充実を図ることが必要である。保育等の従事者の専門性を向上させた質の高い人材の確保が必要である。

【施策3 親と子の健康の確保及び増進】

- ・親子の健康づくりを推進する。
- ・安心して妊娠・出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりを推進する。
- ・保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりを推進する。
- ・子どもを持ちたい夫婦への支援を図る。
- ・食育を推進する。

49項目中 目標以上の達成：3 目標どおり達成：46
 目標を下回ったが一定の成果があった：0 未達成：0

数値目標の進捗状況

目 標	具体的目標	単位	目標(H26)	基準(H21)	最新(H25)	進捗
妊娠満22週以降、生後1週未満の胎児・新生児の死亡割合(周産期死亡率)の低下を図る。	周産期死亡率	率(%)	3.0	4.4	4.2	↗

母と子の健康づくり

- ・健診や相談事業を通じて妊娠・出産から育児と切れ目のない母子の健康管理や育児不安の解消に努めた。母子の健康づくりを推進するため、引き続き取り組みが必要である。
- ・愛育会を通して子どもの健やかな成長と子育て中の親の孤立を防ぐための活動を推進した。地域における子育て支援を推進するため、引き続き取り組みが必要である。

周産期医療・小児医療等の充実

- ・産科医や助産師の確保により、身近な医療機関における健診、相談が可能となり、妊婦の負担軽減につながった。安心して妊娠・出産できる体制を整えるため、引き続き取り組みが必要である。
- ・周産期医療体制や小児医療体制の円滑な運営により、安心して子どもを産み育てる環境を提供した。安心して妊娠・出産できる体制を整えるため、引き続き取り組みが必要である。

思春期における健康づくり

- ・児童生徒に生涯にわたって健康に過ごすための性、薬物、飲酒、喫煙の正しい知識の普及の取り組みを行った。子どもの健全育成のため、引き続き取り組みが必要である。
- ・こころの発達総合支援センターを拠点に、様々な子どもの心の問題に対する診療、相談、支援体制が充実できた。思春期における子どもの健康づくりのため、引き続き取り組みが必要である。

不妊治療に対する支援

- ・不妊治療の不安解消を図るとともに、治療に対する助成を行った。子どもを持ちたいと願う人が子どもを産めるように、引き続き取り組みが必要である。

食育の推進

- ・食育ボランティアなどによる家庭や学校における啓発活動で、子どもの食に対する理解や関心の向上につながった。子どもの健やかな成長のために、引き続き取り組みが必要である。

次期計画への課題

妊娠・出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠・出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体健康づくりが必要である。

不妊に悩む夫婦への支援が必要である。また、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進が必要である。

【施策4 子どもたちを取り巻く教育環境の充実】

- ・「生きる力」を育む学校教育を推進する。
- ・家庭、地域、学校の連携による教育を推進する。
- ・若者の職業的自立を促進する。

66項目中 目標以上の達成：13 目標どおり達成：53
目標を下回ったが一定の成果があった：0 未達成：0

数値目標の進捗状況

目 標	具体的目標	単位	目標(H26)	基準(H21)	最新(H25)	進捗
各分野に優れた知識や技能を持つ社会人を活用した取り組みを行う小中学校を増やします。	いきいき教育地域人材活用推進事業の県内全小中学校に対する活用校の割合	率(%)	75	67	73	↗
高校生を対象とした勤労観や職業観を育成するためのインターンシップへの参加者数を増やします。	高校生インターンシップ推進事業への参加人数	人数	2,100	1,856	2,405	↗
道徳教育を推進するための実践研究を行う学校数を増やします。	「やまなし」心づくり推進事業における研究指定校の数	校数	10	0	H24実績 9	↗
父親の家庭教育参加を促進するため開催されるフォーラムへの参加人数を増やします。	フォーラム参加人数	参加者数	1,750	1,403	1,198	↘

次代の親となる若者の育成と自立促進

- ・学校において幅広い知識、経験や優れた地域人材を活用することで、児童生徒の働くことに対する意欲や関心を高めることができた。若者の自立を促すため、引き続き取り組みが必要である。

確かな学力の定着・向上

- ・子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導を行うための教員を配置し、きめ細かな指導の支援を充実させた。学習意欲の向上や学習習慣の確立を図るため、引き続き取り組みが必要である。

豊かな心の育成

- ・自然体験や農業体験、異年齢や他地域の人々との交流など、豊かな人間性や社会性を育む活動や医療・福祉の体験活動を実施した。子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、引き続き取り組みが必要である。

幼児教育の充実

- ・幼稚園、保育所、小学校が、一緒に子ども同士の交流、教師、保育士の相互参観等を行うことで、相互の連携・交流が広がった。子どもの発達に応じた教育・保育や子育て支援の安定的な提供をするため、引き続き取り組みが必要である。
- ・私立幼稚園における施設や機能を地域に開放する子育て支援活動が進んだ。地域と一体的に子育て支援活動を実施することは重要であるため、引き続き取り組みが必要である。

家庭・地域の教育力の充実

- ・企業への講師の派遣や、父親参加型の講座の開催により、父親の家庭教育参加の重要性について学習する機会を提供した。父親の家庭教育参加は家庭の教育力向上のため重要であり、引き続き取り組みが必要である。
- ・子どもの健全な育成や地域の教育力の活性化につなげるために地域全体で学校を支援する体制づくりを推進した。引き続き取り組みが必要である。

スポーツ・健康教育の充実

- ・地域との連携により子どもたちが生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりを推進した。子どもの心身とも健康な育ちに重要であるため、引き続き取り組みが必要である。

青少年を取り巻く環境の整備

- ・酒類・たばこ類・有害図書類のパトロールを実施することで、青少年の健全育成に対する理解が深まり、事業者による自発的な規制活動がされている。青少年の健全な育成のため、引き続き取り組みが必要である。
- ・児童生徒の防犯意識の向上のため、インターネット利用、非行防止、薬物乱用防止、防犯に関する児童生徒を対象に教室を開催した。青少年の健全な育成のため、引き続き取り組みが必要である。

次期計画への課題

自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進する必要がある。

家庭、地域、学校の連携による教育を推進することで、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもを育てることが必要である。

若者が職業人として自立できるようにキャリア教育を推進する必要がある。

【施策5 仕事と子育てを両立するための支援】

- ・男女の均等な機会と待遇の確保を推進する。
- ・男性の子育てを促すとともに、育児を行う男性労働者が働きやすい職場環境を整える取り組みを促進する。

15項目中 目標以上の達成：2 目標どおり達成：13

目標を下回ったが一定の成果があった：0 未達成：0

数値目標の進捗状況

目 標	具体的目標	単位	目標(H26)	基準(H21)	最新(H25)	進捗
県のホームページで紹介する子育て支援をする企業を増やします。	子育てを支援する企業の募集・応援(子育て応援企業数)	企業数	115	90	171	↗

仕事と生活の調和の推進

- ・子育て中、子育てが一段落した女性の就労支援を図るための職業訓練を実施し、修了者のほとんどが就職している。仕事と子育ての両立を図るため、引き続き取り組みが必要である。
- ・性別役割分担の解消や男性の家庭における重要性を学ぶ、介護、料理、健康等の実生活に役立つ講座を開催した。子育て中の男女が性別に関係なく子育てに向き合えるよう、引き続き取り組みが必要である。

男性の子育ての促進

- ・男性の育児休業の取得や子育てを行う男性が働きやすい職場環境など男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進する講座を開催した。男性が家事や育児に関わることで、女性が子育てしながら働き続けられるよう、引き続き取り組みが必要

である。

企業に対する支援

- ・就業規則に育児休業制度等の規定を整備するため、社会保険労務士による講習会や個別相談会を開催した。仕事と子育てを両立できる職場環境を企業が整えられるよう、引き続き取り組みが必要である。
- ・地域の保育所の利用が困難な医療従事者のための病院内の保育施設の設置・運営に助成した。保護者の職業に応じた保育を提供するため、引き続き取り組みが必要である。

次期計画への課題

ライフスタイルや就業形態が多様化する中で、男女がともに育児を行えるよう、個人の意識啓発と働きやすい職場環境を整えるための取り組みが必要である。

【施策6 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み】

- ・児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで継続的な対応を図る。
- ・ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進する。

59項目中 目標以上の達成：5 目標どおり達成：42
目標を下回ったが一定の成果があった：12 未達成：0

数値目標の進捗状況

目 標	具体的目標	単位	目標(H26)	基準(H21)	最新(H25)	進捗
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村を増やします。	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	市町村数	27	16	27	↗
養育支援訪問事業の実施市町村を増やします。	養育支援訪問事業実施市町村数	市町村数	27	15	24	↗
里親登録世帯数を増やします。	里親の認定登録世帯数・里親に委託されている割合	世帯数	145	115	129	↗
		里親委託率(%)	26	23	27	
6人定員の小規模型養護施設を増やします。	地域小規模児童養護施設の設置数	か所数	7	3	3	→

児童虐待の予防と早期発見

- ・母と子に対する健康相談などの支援活動や子育て中の親の負担軽減、孤立化の予防のため、保育所・幼稚園・学校・愛育会との連携により、地域をあげて虐待の早期発見・予防に取り組んだ。子どもの心身の健やかな発達のため、引き続き取り組みが必要である。

虐待を受けた児童の迅速・適切な保護

- ・一時保護所において心理療法士による遊戯療法やカウンセリングの実施や、一時保護児童の教育機会の拡大のための学習指導員の配置を行った。児童の自立を図

るため、引き続き取り組みが必要である。

社会的養護体制の充実

- ・里親への相談援助などの里親支援や里親の資質向上のための里親研修を実施した。里親は家庭養護の担い手として重要であり、引き続き取り組みが必要である。
- ・児童相談所との適切な役割分担に沿った活動ができるよう定期的に連絡会を開催し、児童相談所、市町村、児童家庭支援センターの連携を図った。児童虐待相談件数の増加に対して機能的に連携して支援することが重要であり、引き続き取り組みが必要である。

児童の自立支援

- ・虐待が発生した家庭において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、宿泊又は通所での親子養育訓練を実施するとともに、退所後の生活状況を把握し、相談を受けるなど、退所後の生活の安定や自立定着に向けた援助を行った。社会的養護を必要とする子どもが自立できるよう、引き続き取り組みが必要である。
- ・ひきこもりや不登校児に対してメンタルフレンドの派遣、通所指導等を行い、児童の精神的不安の解消を図った。集団生活において不適応を起こしている児童が、精神的不安を解消し、症状や社会性の改善を図るため、引き続き取り組みが必要である。

ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭等に対する子育てや生活、医療に関する支援、就労や経済的自立に関する支援を行った。ひとり親家庭等の自立や生活の安定のため、引き続き取り組みが必要である。

障害児等への支援・特別支援教育の充実

- ・幼稚園、保育所、放課後児童クラブにおいて障害児の受け入れが進んだ。障害児が、障害の程度に応じた適切な受け入れがされるよう、引き続き取り組みが必要である。
- ・障害児の発達を促すための生活動作の習得や集団生活の適応訓練や医療的ケアが必要な障害児の短期入所サービスを行った。障害児の障害特性に応じた支援が必要であり、引き続き取り組みが必要である。
- ・障害のある幼児・児童・生徒の自立に向けた専門性の高い教育を受けるため、教職員の校内研究や研修を通じて、教職員の専門性の向上が図られた。障害のある幼児・児童・生徒に質の高い教育を提供するため、引き続き取り組みが必要である。

次期計画への課題

家庭内において最も深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない継続的な支援が必要である。

ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みが必要である。

【施策7 子育てを安全・安心にできる環境づくり】

- ・子育てにやさしい環境づくりを推進する。
- ・安全・安心なまちづくりを推進する。
- ・子どもの交通安全教育を推進する。

26項目中 目標以上の達成：7 目標どおり達成：19
 目標を下回ったが一定の成果があった：0 未達成：0

数値目標の進捗状況

目 標	具体的目標	単位	目標(H26)	基準(H21)	最新(H25)	進捗
ノンステップバス等の導入率を上げます。	ノンステップバス等の導入率	率(%)	38	27	31	↗

子育てにやさしい環境づくり

- ・妊婦や乳幼児を連れた人が快適に公共施設や公共交通機関を利用できるようにバリアフリー化を進めた。子育てにやさしい環境づくりを進めるため、引き続き取り組みが必要である。

安全・安心なまちづくり推進体制の整備

- ・子どもを犯罪から守るため警察、学校、教育委員会、PTA、地域住民、防犯ボランティアによる地域ぐるみでの通学路等の安全点検や合同パトロールを実施した。安全・安心なまちづくりのために地域ぐるみの活動が重要であり、引き続き取り組みが必要である。

交通安全の推進

- ・子どもの年齢や発達段階に応じた交通安全教育を推進した。子どもの交通事故防止のため、引き続き取り組みが必要である。

次期計画への課題

地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりや子どもの交通安全のための教育が必要である。

2 区域（市町村）別の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業一覧

教育・保育（1号認定）の量の見込み及び確保方策

単位：実人数

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策		量の見込み (1号認定)	確保方策	
		特定教育・ 保育施設等			特定教育・ 保育施設等			特定教育・ 保育施設等			特定教育・ 保育施設等			特定教育・ 保育施設等	
1 甲府市	2,132	3,959	3,959	2,132	3,419	3,419	2,132	3,433	3,433	2,132	3,374	3,374	2,132	3,416	3,416
2 富士吉田市	655	740	740	622	722	722	595	664	664	349	692	692	328	927	927
3 都留市	100	145	145	102	130	130	100	130	130	101	130	130	99	130	130
4 山梨市	161	180	180	153	180	180	144	180	180	139	180	180	139	180	180
5 大月市	218	215	215	204	215	215	195	215	215	174	215	215	168	215	215
6 韮崎市	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317
7 南アルプス市	335	404	404	328	404	404	306	404	404	283	404	404	261	404	404
8 北杜市	39	39	39	37	37	37	34	34	34	17	17	17	17	17	17
9 甲斐市	997	1,355	1,355	989	1,027	1,027	964	1,027	1,027	943	1,027	1,027	909	953	953
10 笛吹市	181	260	260	181	260	260	181	186	186	115	115	115	115	115	115
11 上野原市	213	365	365	213	365	365	204	325	325	205	325	325	191	325	325
12 甲州市	63	63	63	61	63	63	59	63	63	55	68	68	55	78	78
13 中央市	130	130	130	125	125	125	125	125	125	196	196	196	193	193	193
14 市川三郷町	58	220	220	58	220	220	58	220	220	92	95	95	68	70	70
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	7	4	4
17 南部町	22	40	40	21	36	36	21	25	25	20	25	25	19	25	25
18 富士川町	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
19 昭和町	208	225	225	218	225	225	230	255	255	267	267	267	263	263	263
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	10	10
22 忍野村	134	134	134	128	128	128	121	121	121	115	115	115	119	119	119
23 山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 鳴沢村	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
25 富士河口湖町	108	125	125	114	149	149	115	149	149	115	149	149	112	149	149
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

量の見込みには、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものを含む。
確保方策の特定教育・保育施設欄には、確認を受けない幼稚園を含む。

教育・保育（2号認定）の量の見込み及び確保方策

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策			量の見込み (2号認定)	確保方策		
		特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等	
1 甲府市	2,439	3,204	3,065	139	2,439	3,289	3,150	139	2,439	3,299	3,160	139	2,439	3,349	3,210	139	2,439	3,298	3,159	139
2 富士吉田市	503	667	667	0	503	630	630	0	503	854	854	0	586	824	824	0	543	854	854	0
3 都留市	570	580	580	0	584	580	580	0	568	580	580	0	577	580	580	0	562	580	580	0
4 山梨市	563	575	575	0	532	575	575	0	503	530	530	0	486	530	530	0	484	530	530	0
5 大月市	168	258	258	0	157	258	258	0	150	258	258	0	134	258	258	0	130	258	258	0
6 韮崎市	343	343	343	0	343	343	343	0	343	343	343	0	343	343	343	0	343	343	343	0
7 南アルプス市	1,583	1,618	1,618	0	1,550	1,618	1,618	0	1,446	1,618	1,618	0	1,334	1,618	1,618	0	1,232	1,618	1,618	0
8 北杜市	691	691	691	0	669	669	669	0	648	648	648	0	675	675	675	0	672	672	672	0
9 甲斐市	1,122	1,187	1,187	0	1,122	1,230	1,230	0	1,122	1,230	1,230	0	1,101	1,230	1,230	0	1,060	1,239	1,239	0
10 笛吹市	1,429	1,634	1,610	24	1,429	1,634	1,610	24	1,429	1,625	1,601	24	1,511	1,585	1,561	24	1,511	1,585	1,561	24
11 上野原市	175	281	221	60	175	281	221	60	169	281	221	60	170	281	221	60	158	281	221	60
12 甲州市	604	645	645	0	577	645	645	0	564	645	645	0	526	645	645	0	521	645	645	0
13 中央市	630	630	630	0	625	625	625	0	625	625	625	0	549	549	549	0	542	542	542	0
14 市川三郷町	227	235	230	5	229	235	230	5	229	235	230	5	293	300	300	0	283	290	290	0
15 早川町	6	6	0	6	6	6	0	6	6	6	0	6	7	7	0	7	7	7	0	
16 身延町	179	221	221	0	144	218	218	0	141	215	215	0	133	166	166	0	125	159	159	0
17 南部町	108	104	104	0	98	98	98	0	100	109	109	0	97	105	105	0	95	101	101	0
18 富士川町	265	265	265	0	265	265	265	0	265	265	265	0	272	272	272	0	272	272	272	0
19 昭和町	419	439	439	0	439	445	445	0	464	464	464	0	448	448	448	0	470	470	470	0
20 道志村	24	30	30	0	22	30	30	0	24	30	30	0	25	30	30	0	27	30	30	0
21 西桂町	87	130	130	0	92	130	130	0	86	130	130	0	90	130	130	0	80	130	130	0
22 忍野村	204	204	204	0	196	196	196	0	185	185	185	0	177	177	177	0	181	181	181	0
23 山中湖村	112	112	112	0	97	97	97	0	98	98	98	0	89	89	89	0	93	93	93	0
24 鳴沢村	64	68	68	0	66	68	68	0	64	68	68	0	67	68	68	0	68	68	68	0
25 富士河口湖町	551	604	592	12	580	641	629	12	586	636	630	6	583	640	634	6	568	609	603	6
26 小菅村	8	6	0	6	5	6	0	6	6	6	0	6	0	6	0	6	0	0	0	0
27 丹波山村	3	3	0	3	5	5	0	5	5	5	0	5	4	0	4	5	0	0	0	0

幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものは量の見込みから除く。
確保方策の特定地域型保育事業には、認可外保育施設を含む。

教育・保育（3号認定）の量の見込み及び確保方策

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策			量の見込み (3号認定)	確保方策		
		特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等			特定教育・ 保育施設等	特定地域型 保育事業等	
1 甲府市	1,848	2,250	2,111	139	1,848	2,307	2,150	157	1,848	2,310	2,171	139	1,848	2,340	2,201	139	1,848	2,340	2,201	139
2 富士吉田市	304	296	296	0	304	296	296	0	304	334	334	0	357	420	420	0	376	435	435	0
3 都留市	348	348	348	0	337	337	337	0	330	330	330	0	326	326	326	0	359	325	325	0
4 山梨市	300	310	310	0	305	310	310	0	296	310	310	0	289	310	310	0	287	310	310	0
5 大月市	118	112	112	0	115	112	112	0	106	112	112	0	99	112	112	0	98	112	112	0
6 韮崎市	269	269	269	0	269	269	269	0	269	269	269	0	269	269	269	0	269	269	269	0
7 南アルプス市	621	774	774	0	574	774	774	0	531	774	774	0	491	774	774	0	454	774	774	0
8 北杜市	376	376	376	0	381	381	381	0	385	385	385	0	390	301	296	5	396	300	295	5
9 甲斐市	728	802	784	18	730	842	824	18	737	842	824	18	748	842	836	6	758	852	834	18
10 笛吹市	858	886	875	11	880	891	875	16	902	944	928	16	879	956	940	16	879	956	940	16
11 上野原市	116	134	124	10	104	134	124	10	102	134	124	10	99	134	124	10	97	134	124	10
12 甲州市	279	375	375	0	275	375	375	0	268	375	375	0	260	375	375	0	254	375	375	0
13 中央市	385	385	380	5	385	385	380	5	385	385	380	5	385	385	385	0	385	385	380	5
14 市川三郷町	149	158	158	0	145	158	158	0	141	158	158	0	183	200	200	0	185	205	205	0
15 早川町	3	3	0	3	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2
16 身延町	72	99	99	0	60	92	92	0	43	75	75	0	72	84	84	0	90	91	91	0
17 南部町	30	30	30	0	29	30	30	0	28	33	33	0	28	33	33	0	28	33	33	0
18 富士川町	112	112	112	0	112	112	112	0	112	112	112	0	146	146	145	1	146	146	145	1
19 昭和町	298	298	298	0	292	292	292	0	289	298	298	0	331	331	312	19	311	311	292	19
20 道志村	7	10	10	0	7	10	10	0	6	10	10	0	6	10	10	0	6	10	10	0
21 西桂町	37	36	36	0	33	36	36	0	32	36	36	0	31	36	36	0	31	36	36	0
22 忍野村	66	68	68	0	67	70	70	0	66	70	70	0	65	70	70	0	63	70	70	0
23 山中湖村	33	33	33	0	35	35	35	0	35	35	35	0	33	33	33	0	33	33	33	0
24 鳴沢村	36	36	36	0	36	36	36	0	37	37	37	0	37	37	37	0	38	38	38	0
25 富士河口湖町	285	211	205	6	277	211	205	6	278	286	280	6	278	286	280	6	278	286	280	6
26 小菅村	6	6	0	6	6	6	0	6	6	6	0	6	6	0	6	3	6	0	6	6
27 丹波山村	0	0	0	0	3	3	0	3	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0

確保方策の特定地域型保育事業には、認可外保育施設を含む。

利用者支援事業

単位：か所

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3
2 富士吉田市	0	0	1	1	1	1	2	2	2	2
3 都留市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4 山梨市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
5 大月市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6 韮崎市	0	0	1	1	1	1	2	2	2	2
7 南アルプス市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8 北杜市	1	7	1	8	1	8	2	2	2	2
9 甲斐市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
10 笛吹市	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
11 上野原市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
12 甲州市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
13 中央市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
14 市川三郷町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15 早川町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16 身延町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 南部町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18 富士川町	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1
19 昭和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22 忍野村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23 山中湖村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24 鳴沢村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25 富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業

単位：量の見込み（延べ人数（月当たり））、確保方策（か所）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	4,336	19	4,336	19	4,336	19	4,336	19	4,336	19
2 富士吉田市	165	1	181	1	199	1	20,000	2	20,000	2
3 都留市	138	4	134	4	132	4	130	4	130	4
4 山梨市	677	2	675	2	654	2	637	2	621	2
5 大月市	958	1	927	1	860	1	819	1	784	1
6 韮崎市	336	1	336	1	336	1	336	1	336	1
7 南アルプス市	2,083	4	2,083	4	2,083	4	2,083	4	2,083	4
8 北杜市	1,503	7	1,418	7	1,337	7	135	7	130	7
9 甲斐市	1,670	4	1,670	4	1,670	4	1,670	4	1,670	4
10 笛吹市	1,800	7	1,800	7	1,800	7	1,800	7	1,800	7
11 上野原市	1,390	3	1,294	3	1,255	3	1,220	3	1,184	3
12 甲州市	1,353	4	1,341	4	1,306	4	1,269	4	1,237	4
13 中央市	450	3	450	3	450	3	450	3	450	3
14 市川三郷町	441	4	430	4	417	4	406	3	392	3
15 早川町	11	1	12	1	12	1	12	1	12	1
16 身延町	374	1	364	1	351	1	341	1	330	1
17 南部町	405	2	398	2	394	2	394	2	394	2
18 富士川町	800	2	800	2	900	2	10,000	2	10,000	2
19 昭和町	363	2	356	2	354	2	4,231	2	4,218	3
20 道志村	0	0	0	0	10	1	10	1	15	1
21 西桂町	101	1	90	1	88	1	85	2	84	2
22 忍野村	159	1	165	1	159	1	158	1	155	1
23 山中湖村	374	1	391	1	384	1	376	1	376	1
24 鳴沢村	68	1	69	1	70	1	71	1	72	1
25 富士河口湖町	625	1	625	1	625	1	625	1	625	1
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

妊婦健康診査

単位：延べ人数（年度当たり）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み
1 甲府市	2,535	2,528	2,520	2,513	2,505
2 富士吉田市	5,600	5,530	5,460	5,390	5,320
3 都留市	2,808	2,756	2,717	2,704	2,730
4 山梨市	3,066	2,982	2,898	2,828	2,744
5 大月市	1,610	1,540	1,512	1,498	1,470
6 韮崎市	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
7 南アルプス市	7,490	7,490	7,490	7,490	7,490
8 北杜市	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
9 甲斐市	8,500	8,250	8,000	7,800	7,500
10 笛吹市	7,910	7,826	7,756	7,700	7,644
11 上野原市	195	189	183	178	173
12 甲州市	2,464	2,380	2,324	2,268	2,212
13 中央市	3,400	3,300	3,200	3,100	3,000
14 市川三郷町	1,064	1,036	994	952	910
15 早川町	30	30	30	30	30
16 身延町	658	630	602	560	560
17 南部町	490	490	490	490	504
18 富士川町	1,118	1,092	1,092	1,105	1,105
19 昭和町	2,786	2,758	2,772	2,744	2,716
20 道志村	9	9	9	9	9
21 西桂町	27	55	53	51	53
22 忍野村	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
23 山中湖村	567	529	504	478	453
24 鳴沢村	24	25	25	25	27
25 富士河口湖町	3,220	3,206	3,220	3,220	3,220
26 小菅村	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	1	0	1	0

乳児家庭全戸訪問事業

単位：実人数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み
1	甲府市	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345
2	富士吉田市	400	395	390	385	380
3	都留市	216	212	209	208	210
4	山梨市	219	213	207	202	196
5	大月市	115	110	107	106	104
6	韮崎市	201	201	201	201	201
7	南アルプス市	535	535	535	535	535
8	北杜市	207	196	185	174	164
9	甲斐市	710	690	670	650	630
10	笛吹市	565	559	554	550	554
11	上野原市	92	89	87	84	82
12	甲州市	176	170	166	162	158
13	中央市	200	195	190	185	180
14	市川三郷町	78	76	74	71	71
15	早川町	3	3	3	3	3
16	身延町	49	47	45	40	40
17	南部町	35	35	35	35	36
18	富士川町	88	86	86	87	87
19	昭和町	199	197	198	203	201
20	道志村	9	9	9	9	9
21	西桂町	28	27	26	25	26
22	忍野村	95	95	90	90	90
23	山中湖村	48	45	42	40	38
24	鳴沢村	21	22	22	22	23
25	富士河口湖町	230	229	230	230	230
26	小菅村	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	1	0	1	0

養育支援訪問事業

単位：実人数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み
1	甲府市	474	474	474	474	474
2	富士吉田市	0	0	0	0	0
3	都留市	15	15	15	15	15
4	山梨市	33	32	31	30	29
5	大月市	10	10	10	10	10
6	韮崎市	30	30	30	30	30
7	南アルプス市	5	5	5	5	5
8	北杜市	60	60	60	5	5
9	甲斐市	100	100	100	100	100
10	笛吹市	40	40	40	70	70
11	上野原市	5	5	5	5	5
12	甲州市	4	4	4	4	4
13	中央市	20	22	24	26	28
14	市川三郷町	2	2	2	2	2
15	早川町	0	0	0	0	0
16	身延町	4	4	4	3	3
17	南部町	0	0	3	3	3
18	富士川町	2	2	2	2	2
19	昭和町	40	39	40	39	39
20	道志村	0	0	0	0	0
21	西桂町	0	0	0	0	0
22	忍野村	0	0	0	0	0
23	山中湖村	2	2	2	2	2
24	鳴沢村	0	0	0	0	0
25	富士河口湖町	43	42	42	42	43
26	小菅村	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0	0	0

子育て短期支援事業

単位：延べ人数（年度当たり）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	7	10	7	10	7	10	7	10	7	10
2 富士吉田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 都留市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 山梨市	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3
5 大月市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 韮崎市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7 南アルプス市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 北杜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 甲斐市	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
10 笛吹市	7	0	7	7	7	7	7	7	7	7
11 上野原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 甲州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 中央市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
14 市川三郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 富士川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 昭和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 忍野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児）

単位：延べ人数（年度当たり）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	18,980	20,800	18,980	20,800	18,980	20,800	18,980	20,800	18,980	20,800
2 富士吉田市	1,680	1,680	1,812	1,812	1,920	1,920	1,980	1,980	1,968	1,968
3 都留市	51	51	48	48	49	49	46	46	45	45
4 山梨市	700	700	689	689	674	674	655	655	628	628
5 大月市	261	261	261	261	261	261	261	261	261	261
6 韮崎市	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
7 南アルプス市	597	700	584	700	572	700	1,000	1,100	1,000	1,100
8 北杜市	20	20	20	20	20	20	20	1,685	20	1,790
9 甲斐市	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
10 笛吹市	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
11 上野原市	61	96	61	96	61	96	61	96	61	96
12 甲州市	359	359	342	342	326	326	318	318	304	304
13 中央市	300	300	300	300	300	300	650	650	650	650
14 市川三郷町	736	736	736	736	736	736	600	600	600	600
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	1,456	0	1,376	344	1,296	648	1,216	912	1,135	1,135
17 南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 富士川町	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
19 昭和町	572	572	584	584	584	584	507	510	543	550
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 忍野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 富士河口湖町	428	576	410	576	410	576	412	576	415	576
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

病児保育事業

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	量の見込み	確保方策	病児保育		量の見込み	確保方策	病児保育		量の見込み	確保方策	病児保育		量の見込み	確保方策	病児保育		量の見込み	確保方策	病児保育	
			ファミリー・サポート・センター				ファミリー・サポート・センター				ファミリー・サポート・センター				ファミリー・サポート・センター					
1 甲府市	6,715	6,800	6,800	0	6,715	6,800	6,800	0	6,715	6,800	6,800	0	6,715	6,800	6,800	0	6,715	6,800	6,800	0
2 富士吉田市	408	752	720	32	408	748	720	28	408	745	720	25	408	745	720	25	408	745	720	25
3 都留市	756	756	756	0	755	755	755	0	737	737	737	0	738	738	738	0	729	729	729	0
4 山梨市	132	1,184	1,184	0	127	1,184	1,184	0	122	1,184	1,184	0	118	1,184	1,184	0	116	1,184	1,184	0
5 大月市	113	480	480	0	107	480	480	0	101	480	480	0	93	480	480	0	90	480	480	0
6 韮崎市	1,251	1,251	1,251	0	1,251	1,251	1,251	0	1,251	1,251	1,251	0	1,251	1,251	1,251	0	1,251	1,251	1,251	0
7 南アルプス市	4,146	4,180	980	3,200	4,075	4,180	980	3,200	3,904	4,180	980	3,200	3,719	4,180	980	3,200	3,535	4,480	980	3,200
8 北社市	665	0	0	0	707	0	0	0	752	752	752	0	42	42	42	0	44	44	44	0
9 甲斐市	728	730	730	0	728	730	730	0	728	730	730	0	728	730	730	0	728	730	730	0
10 笛吹市	450	2,250	2,250	0	450	2,250	2,250	0	450	2,250	2,250	0	450	36	36	0	450	36	36	0
11 上野原市	253	0	0	0	244	0	0	0	235	720	720	0	233	720	720	0	220	720	720	0
12 甲州市	424	520	520	0	412	520	520	0	402	520	520	0	382	520	520	0	376	520	520	0
13 中央市	82	82	80	2	82	82	80	2	82	82	80	2	82	82	80	2	82	82	80	2
14 市川三郷町	250	0	0	0	250	0	0	0	250	250	250	0	48	50	50	0	48	50	50	0
15 早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 身延町	96	96	96	0	98	98	98	0	100	100	100	0	40	240	240	0	50	240	240	0
17 南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 富士川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 昭和町	762	2,748	2,748	0	774	2,748	2,748	0	794	2,748	2,748	0	772	2,748	2,748	0	764	2,748	2,748	0
20 道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 忍野村	136	0	0	0	134	0	0	0	129	0	0	0	125	0	0	0	125	0	0	0
23 山中湖村	56	0	0	0	53	0	0	0	53	0	0	0	50	0	0	0	51	51	0	0
24 鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 富士河口湖町	207	0	0	0	209	0	0	0	211	0	0	0	210	0	0	0	208	260	260	0
26 小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1	甲府市	71,424	72,000	71,424	72,000	71,424	72,000	71,424	72,000	71,424	72,000
2	富士吉田市	10,812	7,100	10,812	8,000	10,812	9,000	10,812	10,000	10,812	11,000
3	都留市	2,966	2,966	3,036	3,036	2,976	2,976	2,930	2,930	3,007	3,007
4	山梨市	13,301	13,301	12,580	12,580	11,892	11,892	12,474	12,474	11,427	11,427
5	大月市	25,849	25,910	24,018	25,910	22,973	25,910	20,379	25,910	19,852	25,910
6	韮崎市	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431
7	南アルプス市	6,141	6,141	6,013	6,141	5,609	6,141	5,179	6,141	4,783	6,141
8	北杜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	甲斐市	75,779	76,000	75,779	76,000	75,779	76,000	75,779	76,000	75,779	76,000
10	笛吹市	6,139	6,139	6,324	6,324	6,513	6,513	4,744	4,744	4,744	4,744
11	上野原市	23,535	23,535	23,537	23,537	22,505	22,505	22,510	22,510	20,948	20,943
12	甲州市	3,092	3,092	2,958	2,958	2,888	2,888	2,694	2,694	2,670	2,670
13	中央市	13,750	13,750	13,750	13,750	13,750	13,750	2,640	2,640	2,640	2,640
14	市川三郷町	9,634	10,000	9,765	10,000	9,732	10,000	3,379	3,380	3,255	3,260
15	早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	身延町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	南部町	3,608	3,608	3,358	3,358	3,358	3,358	3,257	3,257	3,157	3,157
18	富士川町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
19	昭和町	8,430	8,430	8,835	8,835	9,318	9,318	8,887	8,887	8,747	8,747
20	道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	西桂町	55	55	58	58	55	55	57	57	51	51
22	忍野村	135	135	130	130	122	122	117	117	120	120
23	山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	富士河口湖町	5,071	5,071	5,338	5,338	5,389	5,389	5,360	5,360	5,219	5,219
26	小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一時預かり事業（保育所、地域子育て支援拠点等を対象とした一時預かり）

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度		平成31年度	
		量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
			一時預かり	ファミリー・サポート・センター			一時預かり	ファミリー・サポート・センター			一時預かり	ファミリー・サポート・センター					
1	甲府市	10,839	11,000	11,000	0	10,839	11,000	11,000	0	10,839	11,000	11,000	0	10,839	11,000	10,839	11,000
2	富士吉田市	2,507	1,700	0	1,700	2,507	2,064	264	1,800	2,507	2,620	720	1,900	2,507	2,620	2,507	2,620
3	都留市	94	94	0	94	92	92	0	92	90	90	0	90	90	90	89	89
4	山梨市	2,783	2,783	2,259	524	2,709	2,709	2,185	524	2,596	2,596	2,072	524	2,519	4,024	2,478	4,024
5	大月市	2,742	2,800	2,400	400	2,611	2,800	2,400	400	2,457	2,800	2,400	400	2,277	2,800	2,188	2,800
6	韮崎市	3,082	3,082	3,082	0	3,082	3,082	3,082	0	3,082	3,082	3,082	0	3,082	3,082	3,082	3,082
7	南アルプス市	3,089	3,089	3,089	0	2,855	2,855	2,855	0	2,645	2,645	2,645	0	2,434	2,434	2,247	2,247
8	北杜市	3,767	3,094	3,094	0	3,570	3,094	3,094	0	3,311	3,094	3,094	0	270	270	280	280
9	甲斐市	7,685	7,700	5,700	2,000	7,685	7,700	5,700	2,000	7,685	7,700	5,700	2,000	7,685	7,700	7,685	7,700
10	笛吹市	3,147	3,147	3,147	0	3,241	3,241	3,241	0	3,339	3,339	3,339	0	2,256	2,256	2,256	2,256
11	上野原市	4,168	4,368	1,728	2,640	4,001	4,368	1,728	2,640	3,861	4,368	1,728	2,640	3,806	4,368	3,624	4,368
12	甲州市	1,580	2,480	2,080	400	1,536	2,480	2,080	400	1,498	2,480	2,080	400	1,425	2,480	1,401	2,480
13	中央市	180	180	60	120	180	180	60	120	180	180	60	120	364	364	364	364
14	市川三郷町	2,532	3,131	2,640	491	2,515	3,131	2,640	491	2,476	3,131	2,640	491	700	700	700	700
15	早川町	20	20	20	0	20	20	20	0	20	20	20	0	20	20	20	20
16	身延町	677	2,430	2,430	0	643	2,430	2,430	0	609	2,430	2,430	0	40	132	40	132
17	南部町	100	100	100	0	100	100	100	0	100	100	100	0	100	100	100	100
18	富士川町	150	150	120	30	150	150	120	30	150	150	120	30	150	150	150	150
19	昭和町	2,028	2,028	428	1,600	2,035	2,035	435	1,600	2,064	2,064	464	1,600	1,752	2,024	1,807	2,008
20	道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	西桂町	45	45	45	0	43	43	43	0	41	41	41	0	42	42	39	39
22	忍野村	2,233	2,250	2,250	0	2,208	2,250	2,250	0	2,122	2,250	2,250	0	2,054	2,250	2,058	2,250
23	山中湖村	1,274	1,274	1,274	0	1,209	1,209	1,209	0	1,208	1,208	1,208	0	1,139	1,139	1,165	1,165
24	鳴沢村	60	60	60	0	60	60	60	0	60	60	60	0	60	60	60	60
25	富士河口湖町	1,859	159	120	39	1,875	175	120	55	1,888	188	120	68	1,883	1,883	1,862	1,862
26	小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

延長保育事業

単位：実人数

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1	甲府市	384	400	384	400	384	400	384	400	384	400
2	富士吉田市	401	231	401	280	401	320	401	400	401	500
3	都留市	240	240	240	240	234	234	234	234	231	231
4	山梨市	189	189	183	183	175	175	170	170	167	167
5	大月市	50	50	48	50	44	50	41	50	39	50
6	韮崎市	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
7	南アルプス市	544	544	528	528	492	492	454	454	419	419
8	北杜市	52	52	47	47	43	43	0	0	0	0
9	甲斐市	553	560	553	560	553	560	553	560	553	560
10	笛吹市	794	794	794	794	794	794	620	620	620	620
11	上野原市	77	77	74	74	72	72	71	71	67	67
12	甲州市	114	114	111	111	108	108	103	103	101	101
13	中央市	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
14	市川三郷町	78	80	78	80	77	80	80	85	85	90
15	早川町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
16	身延町	90	310	86	310	82	290	156	290	102	290
17	南部町	27	50	26	50	26	50	26	50	25	50
18	富士川町	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
19	昭和町	128	128	130	130	134	134	143	143	144	144
20	道志村	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
21	西桂町	32	70	31	70	29	70	30	70	28	70
22	忍野村	53	53	52	52	50	50	49	49	49	49
23	山中湖村	46	46	45	45	45	45	41	41	43	41
24	鳴沢村	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18
25	富士河口湖町	113	113	114	114	115	115	114	114	113	113
26	小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

単位：実人数

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1 甲府市	1,339	1,339	1,339	1,339	1,503	1,503	1,503	1,503	1,625	1,625
2 富士吉田市	605	501	595	514	585	579	575	639	566	652
3 都留市	415	415	400	400	392	392	375	375	372	372
4 山梨市	480	530	472	530	462	530	449	495	432	495
5 大月市	282	270	261	270	251	270	248	270	230	270
6 韮崎市	253	253	253	253	253	253	253	253	253	253
7 南アルプス市	1,480	1,000	1,436	1,000	1,423	1,100	1,389	1,250	1,351	1,351
8 北杜市	653	599	630	612	624	606	722	730	718	730
9 甲斐市	983	1,000	983	1,000	983	1,000	983	1,000	983	1,000
10 笛吹市	1,112	1,119	1,114	1,119	1,105	1,119	1,158	1,169	1,146	1,169
11 上野原市	159	260	153	260	143	260	135	260	135	260
12 甲州市	455	515	436	515	410	515	401	515	384	515
13 中央市	381	381	381	381	381	381	381	381	381	381
14 市川三郷町	323	290	301	290	291	290	266	320	264	320
15 早川町	10	10	11	11	9	9	9	9	7	7
16 身延町	110	130	122	130	123	130	130	270	130	262
17 南部町	82	120	77	120	74	120	72	120	73	120
18 富士川町	210	210	230	230	240	240	250	250	274	274
19 昭和町	282	246	291	255	286	264	410	410	410	410
20 道志村	20	40	18	40	18	40	15	40	15	40
21 西桂町	73	64	68	64	65	64	62	64	63	64
22 忍野村	68	70	70	70	70	70	70	70	70	70
23 山中湖村	66	66	65	65	64	64	64	64	59	59
24 鳴沢村	51	55	51	55	50	55	52	52	52	52
25 富士河口湖町	398	398	382	382	380	380	400	400	400	400
26 小菅村	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
27 丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0